

# 一 田畠地価調査と街路価の導入

## 1 大正7年 田畠地価調査順序の制定

田畠地価調査ノ方法ニ関スルモノ

大正七年八月  
主秘室〇貯金支拂部

田畠地価調査ノ方法ニ付テハ別紙ノ通り調査順序相定候案、右ニ拠リ相当御計画ノ上調査進行相成候様教度此段及通牒候也

(別紙)

### 田畠地価調査順序

#### 一 稅務署ニ關スルモノ

第一条 田畠地租負担ノ權衡ヲ調査スル為、北海道及府県ノ全部ニ涉リ田畠ノ地価ヲ調査スルモノノトス、但シ地租条例ヲ施行セサル地方ハ此ノ限ニ在ラス

第二条 前条ノ調査ハ大正七年一月一日現在ニ於ケル田畠ニ付之ヲ行フモノトス、但シ地租条例其ノ他ノ法令ニ依ル各種ノ年期地(地租条例第十六条第一項ノ開墾地ヲ含ム)、及砂防法ニ依ル地租輕減地ハ此ノ限ニ在ラス

第三条 田畠地価ノ調査ニ付テハ地盤ノ丈量ヲ爲サス、土地台帳ニ掲ケタル面積ニ依リ調査スルモノトス、但シ土地台帳面積中畦畔其ノ他所得ヲ生セサル部分、若ヘ他地目ニ屬スル土地ヲ包含スルモノノアルトキハ之ヲ除外シタル面積三依ル

第四条 地価ノ調査ハ第二条ノ田畠ニ付其ノ賃貸価格ヲ調査シ別三定ムル倍数ヲ乗シテ仮定地価ヲ計算シ、之ヲ以テ現在地価トノ權衡ヲ比較勘索スルモノトス

前項ニ於テ賃貸価格ト称スルハ地主カ公課修繕費其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル経費ヲ負担スル条件ヲ以テ、賃借人ヲシテ田畠ヲ其ノ用方ニ從ヒ使用収益セシムル場合ニ於テ地主ノ收得スヘキ金額ヲ謂フ

第一項ノ調査ヲ為スヘキ田畠ニ付別三其ノ収穫物価格ヲ調査シ、公課耕作費及土地ノ維持ニ必要ナル経費ヲ控除シテ其ノ収益ヲ計算シ、之ヲ金利ヲ以テ還元シタル仮定地価ヲモ調査シ、現在地価ノ權衡ヲ比較勘索スルノ資料ニ供スルモノトス

第五条 賃貸価格ハ小作料トシテ地主ノ收得スル米穀其ノ他ノ物品ノ数量ヲ調査シ、其ノ価格ニ依リ金額ニ換算スルモノトス

第六条 小作料トシテ收得スル米穀其ノ他ノ物品ノ数量ハ明治四十四年ヨリ大正六年迄七年間ニ於ケル契約数量ノ平均額ニ依ルモノトス、但シ左記各号ノ場合ニ於テハ各ノ定期モニ依リ平均額ヲ計算スルコト

- 一 循環的又ハ連続的ノ災害ニ因リ契約小作料ノ減免ヲ為シタルモノニ付テハ其ノ減免額ハ之ヲ控除スルコト、但シ偶發的ノ災害ニ基ク小作料ノ減免額ハ此ノ限ニ在ラス
- 二 地方ノ慣習ニ依リ小作人獎勵ノ目的ヲ以テ地主ヨリ小作人ニ支給スル獎勵米ノ支給額ハ之ヲ控除スルコト
- 三 小作契約又ハ地方ノ慣習ニ依リ口米、延米其ノ他ノ名称ヲ以テ契約小作料ノ外、一定ノ数量ヲ附加シテ收得スル場合ニ於テハ之ヲ加算スルコト
- 四 其ノ他前各号ニ類スルモノニシテ收入小作料ニ増減アルトキハ之ヲ加減スルコト

第七条 前条ノ平均額算定ノ場合ニ於テ大正六年以前七年中循環的又ハ連続的被害ニ基ク小作料ノ全免ヲ為シタル年アルモ、尚其ノ年ヲ加ヘタル數ヲ以テ平均額ヲ算出スルモノトス

第八条 小作料ハ一年間ノ總收入額ニ依リ調査スルモノトス、從テ種類ヲ異ニシ又ハ二回以上ニ涉リテ小作料ヲ收得ス

スル場合ニ於テハ其ノ全部ヲ計算スルモノトス

二年以上ニ涉リテ一回作ヲ為ス場合ニ於テ其ノ耕作期間ニ付小作料ヲ取得スルモノ、又ハ數年ノ小作料ヲ一時ニ取得スルモノニ付テハ、其ノ期間ニ応シ一年分ノ小作料ヲ計算スルモノトス

第九条 小作料ハ凡て米量ヲ以テ調査スルモノトス、從テ左記各号ノ場合ニ於テハ其ノ定ムル所ニ従ヒ米量ヲ換算スルモノトス

一 金錢ヲ以テ契約ヲ為シタルモノ、若ハ契約ハ米量ナルモ取得時期ニ於ケル価格ヲ以テ金錢ニ換算シテ取得スルモノニ付テハ、其ノ取得スル金額ヲ米価ヲ以テ米量ニ換算スルコト

二 米以外ノ物品ヲ以テ小作料ヲ取得スル場合ニ於テハ其ノ価額ヲ米価ヲ以テ米量ニ換算スルコト

第十条 左記各号ノ場合ニ於テハ收穫ノ多寡、土地ノ肥瘠、水利ノ便否、耕作ノ難易、水旱損ノ有無、運搬ノ難易、需給ノ関係、其ノ他ヲ斟酌シ、小作料ノ実例ニ照準シテ適当ノ小作料ヲ評定スルモノトス

一 小作ニ付セサル土地

二 第四条第二項ノ条件ニ依ラサルカ為普通ノ土地ニ比シ小作料ノ特ニ高低アルモノ

三 小作人カ開墾其ノ他耕作上ニ要スル設備ヲ加ヘタルカ為小作料ノ特ニ低廉ナル土地

四 貸借当事者間ニ於ケル特殊ノ関係ニ依リ特ニ小作料低廉ナルカ又ハ小作料ヲ取得セサル土地

五 鉱業若ハ工業等ニ依リ被害ヲ受クルカ為別ニ報償ヲ受ケ從テ小作料ヲ低ク契約セル土地

六 其ノ他前各号ニ準ズキモノニシテ一般ノ小作料ニ比較シ特ニ高低アル土地

第十一條 小作料ノ実例ハ左記ノ方法ニ依リ調査スルモノトス

一 地租名寄帳ニ依リ田畠ヲ通シテ「町歩以上」有スル者ヲ成ルヘク多數ニ調査シ、當該地主ニ就キ既往七年間ニ

於ケル小作地ノ有無、契約小作料ノ種類、數量減免額等ヲ調査スルモノトス、但シ田畠ヲ通シテ「町歩以上」有スル者僅少ナル場合ハ本文ノ制限ニ拘ラス適宜調査スルコト

二 前号ノ場合ニ於テ實地調査ニ甚シク手数ヲ要スルトキハ便宜質問書ヲ發シ其ノ答弁ヲ求ムルコトヲ得

三 調査ノ結果本人ノ供述答申又ハ關係帳簿書類等ニ付信ヲ措キ難シト認ムル場合ハ点々小作人ニ就キ、又ハ便宜ノ方法ニ依リ其ノ正否ヲ点検スルコト

第十二条 小作料調査ノ統一ヲ期スル為田畠ニ小作料ノ等級ヲ付スルモノトス

等級ハ別表ノ如ク之ヲ定メ全國ヲ通シテ之ヲ適用スルモノトス

第十三条 小作料ノ等級ヲ實地ニ定ムルニ第十二条ノ小作料実例及田畠ノ地位品格ヲ勘索シ、左記各号ニ定ムル所ニ従ヒ適夷ニ編級スルモノトス

一 田畠各筆ニ對シ等級ヲ定ムルハ至難ナルヲ以テ各小字若ハ之ニ準スベキ区域毎ニ之ヲ定メ、該等級ヲ以テ其ノ区域内各筆ノ等級ト為スコト

二 小作料ニ些少ノ差異アルモノノ如キハ強チ区分スルヲ要セサルモ地位品格甚シク懸隔アリテ、一小字若ハ之ニ準スベキ区域ノ全部ヲ一等級ニ編入スルヲ不適當ナリト認ムルトキハ、適宜數階級ニ区分スルモ妨ケナキコト

三 第一号ニ掲リ難キ場合及第二号ノ場合ニ於テハ小字若ハ大字(在リテハ市町村)ノ区域内ヲ達觀シ、其ノ田畠ノ地位品格及小作料実例ノ異同ニ応シ差等ヲ設クルヲ相當トスベキ区域ヲ概定シ該区域毎ニ之ヲ分画スルコト

四 差等ヲ設クルヲ相當トスベキ程度ハ第十二条ノ小作料等級表ヲ大体ノ目安トシテ区分スルコト、但シ本文ノ目安ニ掲ルトキハ階級數多數ニ上リ階級別面積ノ調査困難ナル場合ハ、適當三、四乃至五、六ノ階級ニ縮約調査スルモノトス

スルモノトス

- 五 等級ハ当該区域全部ノ田畠ノ標準トナルヘキモノナルヲ以テ実地ノ情況ヲ通観シ、中庸ト認ムル等級ヲ定ムルコトニ留意スルコト
- 六 第三号ノ場合ニ於テ各等級毎ノ面積不明ナルトキハ、当該小字若ヘ大字(大字ナキ市区町村)ノ総面積ニ対スル階級別面積ノ割合ヲ調査シ、之ヲ總反別ニ乘シ各等級別ノ反別ヲ計算スルコト
- 七 前号ノ割合ハ実地ノ状況ヲ達觀シ、尚市區町村吏員、区長、農会、又ハ農事精通者ノ意見ヲ徵シ、又ハ誠實ナル者ニ顧問員ヲ嘱託シテ其ノ意見ヲ参考スル等、調査ノ適宜ヲ欠カサルコトニ留意スルコト
- 八 前各号以外ノ方法ニ依リ小作料ノ等級反別ヲ的確ニ調査シ得ヘキ場合ハ便宜其ノ方法ニ依ルラ妨ケス、此ノ場合ニ於テハ予メ其ノ事由ヲ具シテ税務監督局長ノ承認ヲ受クルコト
- 第十四条 貸貸価格ノ計算ニ用ユル米穀其ノ他ノ物品ノ価格ハ左記ノ方法ニ依リ調査スルモノトス
- 一 各郡每ニ明治四十四年ヨリ大正六年迄七年間ノ当該地方ニ産出スル中米相場ノ平均価格ニ依ルコト
- 二 平均価格ハ農家ノ庭渡価格ニ依ルコト
- 三 平均価格ノ調査ハ当該地方ニ於テ適當ト認ムル米穀商数人ヲ選定シ、各人毎ニ毎年一月ヨリ十二月迄ノ其ノ地方產中米ノ總買入石数及總買入価格ヲ調査シ、其ノ一石当平均価格ヲ算出シ、尚其ノ得タル結果ニ基キ数人分ノ平均額ヲ計算シテ各年毎ニ一石当平均価格ヲ求メ其ノ合計額ヲ七除スルコト
- 四 平均価格算出上錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ切捨ツルコト
- 五 地方ノ情況ニ拠リ郡別ノ調査ニ依リ難キトキハ適當ノ区域每ニ区分調査スルコト、但シ此場合ニ於テハ該区域毎ニ第三号ノ方法ニ依リ平均価格ヲ調査スルコト
- 六 米以外ノ物品ノ価格ハ前各号ニ準シ調査スルコト
- 第十五条 小作料等級ノ調査終了シタルトキハ大字毎(大字ナキ市区町村)ニ總小作料ヲ計算シ、米価ヲ以テ其ノ總貸貸価ヲ算出スルモノトス
- 第十六条 第四条第三項ノ収穫物価格ハ各市区町村毎ニ上中下三階級ニ属スル土地ニ付、各階級毎ニ明治四十四年ヨリ大正六年迄七年間ノ一反歩當ノ平均収穫高ヲ計算シ、米価ヲ以テ金額ニ換算スルモノトス
- 第十七条 収穫高ノ調査ハ左記ノ方法ニ依ルモノトス
- 一 各市区町村ニ上中下各階級ニ属スル土地ヲ耕作スル農家少クトモ三人以上ニ就キ、既往七年間ニ於ケル實際収穫高ヲ調査スルモノトス
- 二 上中下各階級ニ属スル土地ヲ耕作スル適當ナルモノヲ得難キトキハ其ノ一部ヲ耕作スル者ニテモ妨ケナシト雖モ、少クトモ各階級ニ付三人以上ノ実例ヲ蒐集スルコトニ留意スルコト
- 三 調査スヘキ農家ハ成ルヘク当該地方ニ於ケル市区町村委会員、区長、總代又ハ農会役員、其ノ他農事及地方事情ニ精通シ、誠實ナル資質ヲ有スト認ムルモノヲ選定スルコト
- 四 郡市区町村又ハ農会、農事試驗場、水利組合、耕地整理組合等ニ於テ調査シタル収穫ニ属スル各種統計資料、又ハ坪刈成績若ハ土地ノ等位等ハ漏レナク蒐集調査シ、前各号調査ノ適否ヲ判定スルノ資料ニ供スルコト
- 第十八条 収穫高ノ計算ハ左ノ方法ニ依ルモノトス
- 一 収穫高ハ米量ニ依リ計算スルコト
- 二 耕作者ニ依リ作物ノ種類ヲ異ニスル地方ニ於テハ該地方ニ於ケル代表的作物ヲ以テ計算スルコト
- 三 米以外ノ作物ニ付テハ其ノ平均収穫高ヲ金額ニ換算シ更ニ米価ヲ以テ米量ニ換算スルコト
- 四 収穫高ハ一年間ニ於ケル全部ノ作物及之ヨリ生スル副産物ヲモ計算スルコト

五 二年以上三涉リ一回作ヲ為ス作物ニ付テハ其ノ成熟期間ニ応シ一年分ニ換算スルコト

六 桑、果樹等ノ如キ幼木期若ハ老木期ト盛木期トノ間収穫高ニ差異アルモノニ付テハ、其ノ寿命期間ヲ通シテ収穫シ得ヘキ總數量ヲ寿命年数ニテ除シ年割平均數ヲ求メ、該平均數ト同一程度ノ収穫ヲ得ヘキ樹齡ヲ調査シ、其ノ樹齡ヲ有セナルモノニ付既往七年ニ於ケル各其ノ實際ノ収穫高ヲ計算スルコト

七 偶發的災害ニ基因スル収穫ノ減少若ハ無収穫ノ場合ニ於テハ平年収穫高ニ依リ計算スルコト

八 第七条ノ規定ハ平均収穫高ノ算定ニ付之ヲ準用スルコト

第九条 各階級毎ノ平均収穫高ヲ調査シタルトキハ実地ノ状況ニ基キ、尚市区町村吏員、農会、農事精進者等ノ意見ヲ徵シ、又ハ誠実ナル者ニ顧問員ヲ嘱託シテ其ノ意見ヲ参考スル等、遠観ヲ以テ其ノ各階級ニ属スル土地ノ總面積ヲ調査スルコト

第十条 収穫物価格計算ニ用ユル米価其ノ他ノ物品ノ価格ハ第十四条ニ依リ調査シタルモノニ依ルモノトス、但シ第十四条ニ依リ調査シタルモノ以外ノ収穫物ニ付テハ同条ニ準シ適宜調査スルモノトス

第二十一条 公課ハ市区町村毎ニ明治四十四年ヨリ大正六年迄七年間ニ於テ、田畠ニ対シ實際賦課セラレタル左記種目ノ一反歩当平均額ニ依ルモノトス

#### 一 地租

二 田畠ニ關スル北海道地方費府県市区町村税

三 田畠ニ關スル水利費、土功費、但シ溜池、水路又ハ排水等ニ關スル工事又ハ設備ノ新設費若ハ其ノ公債元利償還ノ為賦課セラルモノニシテ投資的支出ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス

四 田畠ニ關スル協議費及農会費等

前項ノ資料ハ道府県庁、郡市役所、町村役場、水利組合等ニ就キ調査スルモノトス

第二十二条 耕作費ハ各市区町村毎ニ明治四十四年ヨリ大正六年迄七年間ニ於ケル、左記種目ノ中庸ト認ムル田畠各一反歩当金額ヲ調査スルモノトス

#### 一 種子代、苗木代

#### 二 肥料代

三 耕作収納ニ要スル勞銀(自賃勞銀)  
ヲ含ム及雇人ノ食費

四 牛馬飼養料又ハ借料

五 作物ノ保全、除害等ニ要スル費用

六 農具、耕牛馬用具ノ減損備額、修繕費

七 用水費、排水費

八 其ノ他耕作収納ニ必要ナル一切ノ経費

前項耕作費ノ調査ニ付テハ第十七条ノ規定ニ準用スルモノトス

第二十三条 土地ノ維持ニ必要ナル経費ハ市区町村毎ニ明治四十四年ヨリ大正六年迄七年間ノ田畠各一反歩当ヲ調査スルモノトス

第二十四条 金利ハ左記ノ方法ニ依リ調査スルモノトス

一 各都市區別ニ明治四十四年ヨリ大正六年迄七年間ノ各月ニ於ケル銀行定期預金利子ヲ調査シ、其ノ平均利率ニ依ルコト

二 調査スヘキ銀行ハ當該都市区内ニ存在セル信用アル銀行數個ニ付其ノ平均利率ヲ調査スルコト

三 他郡市区ニ存在スル銀行ノ營業勢力範囲ニ屬スル地方ニ付テハ其ノ銀行ニ就キ調査シ、之ヲ以テ其ノ郡内ニ適用スヘキ金利ト為スコト

四 金利ハ一年契約ヲ以テ預金スル場合ノ公称利率ニ依ルコト

第五条 前各号ノ調査ヲ為シタルトキハ各市区町村毎ニ大正四年ヨリ大正六年迄三年間ニ於ケル上中下各階級ニ屬スル田畠ノ一反歩当及總田畠ニ對スル仮定地価ヲ算出スルモノトス

トス

第二十六条 左ノ方法ニ依リ田畠ノ売買価格ヲ調査スルモノトス

一 売買価格ハ各市区町村毎ニ、大正四年ヨリ大正六年迄三年間ニ於ケル上中下各階級ニ屬スル田畠ノ一反歩当及總田畠ニ對スル仮定地価ヲ算出スルモノトス

調査スルコト

二 売買価格ハ既往三年間ニ於テ實際売買ニ付セラレタル土地ノ売買裏例ニ付適案ニ調査スルコト

三 売買価格調査ノ正確ヲ期スルカ為左記各号ノ調査ヲ行ヒ參照ニ供スルコト

(1) 市区町村吏員又ハ土地売買仲介業者ノ意見

(2) 売買登記価格及同上価格ト實際賣買価格トノ割合

(3) 抵当権設定地ニ付テハ其ノ抵当価格及同上価格ト賣買価格トノ割合

(4) 効業銀行、農工銀行、其ノ他不動産抵当貸付ヲ營ム銀行業者ノ抵当価格調査ノ標準タル時価及同上時価ト  
売買価格トノ割合

(5) 其ノ他参考トナルヘキ事項

四 未収穫物アル土地、桑畑、果樹畑、若ハ數年間ニ涉リテ収穫ヲナスヘキ作物ヲ植栽シタル田畠ニシテ、賣買價格中此等作物ノ価格ヲ包含セラレアルモノハ適宜作物ノ価格ヲ見積除シ素地価格ヲ計算スルコト

第二十七条 第十三条及第十五条ニ依リ別ニ左記各号該當ノ田畠ノミニ付其ノ概数ヲ調査スルモノトス、但シ第五条乃至第十五条ニ依リ總田畠ニ付調査ヲ為ス場合ニ於テモ本文該当地ヲ包含計上スヘキハ勿論トス

一 耕地整理法又ハ明治三十年法律第三十九号ニ依リ土地ノ区画改良ヲ為シタルモノニシテ地価配賦ヲ為シタル土地

二 現ニ耕地整理工事中ノ土地又ハ工事完了セル干地価配賦未済ノ土地

三 未定田、流作田、水處田等常ニ被窓ヲ受クルカ為收穫ノ不定ナル土地

四 未定畑、燒畑、切換畑、山畑等年々繼續シテ耕作セサル土地又ハ收穫ノ不定ナル土地

前項第三号及第四号ノ土地ニ付テハ該当地僅少ノ地方ニ限リ、本条ノ調査ヲ省略スルコトヲ得

第二十八条 左記ノ方法ニ依リ各市区町村毎ニ田畠ノ土地台帳面積ト實際面積トノ差額ノ割合（綱延ノ程度）ヲ調査スルモノトス

一 改租當時ノ記録又ハ當時ノ事業関係者等ニ就キ改租當時ニ於ケル丈量ノ方法、精粗、實際面積ト台帳面積トノ差額ノ有無、程度等ヲ探聞調査スルコト

二 改租ノ際田畠ノ地目ヲ有スル土地ニシテ、其ノ後始メテ地目変換ヲ為シタルモノ（土地台帳面ニテ知リ得ヘキ程度ノモノ）ニ付、其ノ異動ノ場合ニ於ケル検査反別ト元反別トノ増減割合、又ハ耕地整理ノ場合ニ於ケル反別ノ増減程度等ヲ成ルヘク多數ニ調査シ、前号ノ調査ト相俟ツテ該地方一般ニ繩延ノ有無程度等ヲ効業スルコト

三 前号調査ノ場合ニ於テハ外書畦畔量入ノ結果ニ依ル反別ノ増加ヲ混入調査スルカ如キコトナキ様留意スルコト

四 調査ノ結果發見シタル記録函面等ノ類ハ可成其ノ要領ヲ謄写シ保存スルコト

第二十九条 田畠反別地番及筆數ノ現在額ハ調査着手前正確ニ調査ヲ遂ケ、有租地築計簿其ノ他關係諸帳簿三符号セシムルヲ要ス、但シ調査ノ結果符号セサルモノニシテ其ノ増減差額各市区町村毎三千分ノ三以内ナルトキハ此限ニ在ラス

第三十条 田畠ノ等級区域ヲ明瞭ナラシムル為メ左記方法ニ依リ成ルヘク略図ヲ調製スルモノトス

一 大字ノ区域毎ニ山川、湖、海、溜池、溝渠、道路、小字界及田畠ト其ノ他ノ部分トヲ適當ニ描写シ、等級区域ノ概略ヲ表示スルコト、但シ小字ノ点在若ヘ其ノ数多キ等ノ為小字界ノ描写困難ノ場合ヘ之ヲ省略スルコトヲ得

二 大字ナキ町村ニ付テハ山川、道路、鉄道、軌道、小字界等ニ依リ適宜分割スルヲ要ス、但シ明瞭ヲ失セサル限り町村一紙ト為スヲ妨ケス

三 宅地、又ハ山林、原野等ハ成ルヘク各異ナレル彩色ヲ施シ、田畠トノ区分ヲ明瞭ナラシムルコト

四 田畠各所在ヲ異ニシ大体上区分シ得ヘキ場合ニ於テハ其ノ区域ヲ適宜ノ方法ヲ以テ表示シ、図上ニ於テ其ノ大体ノ所在ヲ明瞭ナラシムルコト

五 略図ニハ其ノ区域ニ適用シタル小作料ノ等級ヲ亞刺比亞数字ニテ表示シ、彼是比較対照ノ資料ニ供スルコト

六 土地台帳附屬地図ノ設備ナキ地方ニ於テハ地方庁又ハ陸地測量部發行ノ地図等ヲ基本トシテ適當ニ伸縮描写シ、尚実地ニ付其ノ不備ヲ補正シ等級調査上支障ナキヲ期スルコト

七 略図ハ成ルヘク美濃紙四面大以内ヲ以テ調製スルコト

第三十一条 税務署ニ於テハ左記各号ノ調査簿ヲ備ヘ調査ノ結果ヲ詳細明瞭ニ登載シ、其ノ事蹟ヲ明カナラシムルモノトス

- 一 田畠現在額調査簿（第一号様式）
- 二 田畠綱延程度調査簿（第二号様式）
- 三 田畠貸実例調査簿（第三号様式）
- 四 田畠賃貸価格及仮定地価調査簿（第四号様式）
- 五 田畠収穫物価格調査簿（第五号様式）
- 六 金利調査簿（第六号様式）
- 七 田畠収穫高調査簿（第七号様式）
- 八 田畠公課調査簿（第八号様式）
- 九 田畠耕作費調査簿（第九号様式）
- 十 田畠収穫価格及仮定地価調査簿（第十号様式）
- 十一 田畠賃貸価格調査簿（第十一号様式）

第三十二条 左記事項ノ調査ニ關シ必要アリタルモノハ適宜調査簿ヲ使用スルモノトス

- 一 田畠賃貸実例質問調査
- 二 田畠賃貸実例实地調査
- 三 耕作費実地調査
- 四 収穫高実地調査
- 五 其ノ他必要ト認ムル事項

第三十三条 隣接税務署間ニ於テ参考トナルヘキ調査資料ハ相互ニ之ヲ通報スルハ勿論、尚接続地ニ對シテハ双方立

会調査ヲ行ヒ管轄ヲ異ニスルカ為彼是不均衡ヲ生セサル様留意スルモノトス

第三十四条 等級調査ノ統一ヲ圖ルカ為第四十条ノ模範調査後、税務署ニ於テハ第十三条ノ調査ニ付基準調査ヲ施行スルモノトス

基準調査ハ各税務署毎ニ上中下各階級ニ属スル町村各ニケ町村宛ニ付之ヲ行フモノトス、但シ町村数僅少ナル税務署ニ在リテハ一町村宛ニ付施行スルモ妨ケナシ

前項ノ市区町村ハ他ノ市区町村ノ等級調査ノ基準トナルヘキモノナルヲ以テ、前項ノ各階級中成ルヘク各情状ノ異なる地方ヲ選定スルモノトス

第四十条ニ依リ模範調査ヲ行ヒタル大字ハ之ヲ以テ本条ノ基準調査ト為スコトヲ得

第三十五条 基準調査ヲ為シタル以外ノ市区町村ニ付テハ左記ノ順序ニ依リ調査ヲ為スモノトス

第一次調査 管轄市区町村數ノ十分ノ四ヨリ基準調査ヲ為シタル町村數ヲ除キタル残市区町村

第二次調査 残余ノ市区町村全部

第一次調査ヲ為スヘキ市区町村ハ管轄内ニ於テ上中下各階級ニ属スル市区町村ヲ同一程度ニ選定スルモノトス

第三十六条 地価調査ハ左記期限内ニ完了スルモノトス

一 基準調査 大正七年十月末日

二 第一次調査 大正八年三月末日

三 第二次調査 大正八年十一月末日

降雪其ノ他ノ事由ニ依リ前項ノ期限ヲ繰上又ハ繰下タル必要アル地方ニ於テハ、税務監督局長ノ承認ヲ受ケ適宜変更スルコトヲ得

第三十七条 地価調査ニ付テハ特ニ左記ノ点ニ付周到ナル注意ヲ加フルヲ要ス

一 小作料、収穫量、石代、耕作費、又ハ公課等ニ對シ釐三斟酌ヲ加フルトキハ各地調査ノ權衡ヲ破壊スルニ至ルヘキヲ以テ、特ニ定ムル場合ノ外ハ規定ノ方法ニ依リ調査シ得タル実績ヲ以テ調理シ、従事員ニ於テ釐三斟酌高低スルカ如キコトナキコト

二 現在地価算出ノ要素タル収穫、石代、金利、又ハ現在等級若ハ等級別面積等ハ調査ノ結果ニ於テ比較対照ノ資料ニ供スヘキハ勿論ナルモ、調査上ニ於テ之等ノ事項ヲ加味斟酌スルトキハ本調査ノ目的ヲ没却スルノ虞アルヲ以テ深ク留意スルコト

三 第十三条第七号又ハ第十九条ニ依リ民部ノ意見ヲ徵セムトスル場合ハ最モ慎重ノ態度ヲ以テ之ニ当リ、苟モ措置其ノ当ヲ失ヒ累ヲ他日ニ及ホスカ如キコトナキ様深ク留意スルコト

一 税務監督局ニ闕スルモノ

第三十八条 税務監督局長ハ調査着手前調査計画ヲ定メ主税局長ニ報告スルモノトス、報告後變更ヲ為シタルトキ亦同シ(第十二号様式)

第三十九条 税務監督局長ハ隣接局ト交渉ヲ遂ケ、接続地域ニ於ケル地価調査上不均衡ナキヲ期スルモノトス

第四十条 税務監督局長ハ調査着手ノ始メニ於テ適宣標準ト成ルヘキ數大字ヲ選定シ、第十三条ノ調査ニ付模範調査ヲ行ヒ、調査従事員及監督従事員ノ歩調ヲ齊一ナラシムルモノトス

前項ノ調査ニ供スヘキ場所ハ平坦部、山間部、其ノ他管内各地ノ標準トナルヘキ適當ノ大字ヲ選定シ、該大字全部ニ付調査スルモノトス

第一項ノ模範調査ハ成ルヘク各府県毎ニ行ヒ最寄税務署ノ署長、直税課長及主任者ヲ参加セシムルモノトス

第四十一条 稅務監督局長ハ模範調査ヲ為スヘキ場所及調査着手及終了ノ予定時期等ヲ調査開始十五日前、成ルヘク速ニ主税局長ニ報告スルモノトス

第四十二条 模範調査終了シタルトキハ税務監督局長ハ調査場所ノ異ナル毎ニ調査ノ経過、調査方法及調査ノ結果ヲ詳具シ、第四十三条第一項第一号及第二号ノ書類ヲ添ヘ、調査終了後十五日以内ニ主税局長ニ報告スルモノトス

第四十三条 第三十四条及第三十五条ノ調査終了シタルトキハ左ノ期限ニ依リ調査ノ経過、調査方法及調査ノ結果ヲ詳具シ、主税局長ニ報告スルモノトス

一 基準調査 大正七年十一月二十日

二 第一次調査 大正八年五月十五日

三 第二次調査 大正九年一月末日

前項ノ報告ニハ左記各号ノ書類ヲ添付スルモノトス、但シ基礎調査ノ場合ニ於テハ第三号乃至第五号ノ書類ノ添付ヲ要セズ

一 田畠貸貸実例調査表（第十三号様式）

二 田畠賃貸価格及仮定地価額表（第十四号様式）

三 田畠収穫高及仮定地価額表（第十五号様式）

四 田畠耕作費調査表（第十六号様式）

五 田畠売買価格調査表（第十七号様式）

第三十六条第二項ニ依リ調査期限ヲ繰下ケタル場合ニ於テハ当該地方ニ限り、其ノ繰下期間ニ応シ第一項ノ期限ヲ延長スルコトヲ得

第四十四条 左記各号ノ事項ハ道府県毎ニ調査完了ノ部分ヨリ順次主税局長ニ報告スルモノトス、但シ第三号ノ調査ハ大正七年十月末日迄ニ、其ノ他ハ遲クモ大正七年十二月末日ヲ超ユルコトヲ得ス

一 田畠現在額表（第十八号様式）

二 田畠純延程度調査表（第十九号様式）

三 田畠収穫物価格調査表（第二十号様式）

四 田畠一反歩當公課調査表（第二十一号様式）

五 金利調査表（第二十二号様式）

第四十五条 第十三条第八号ニ依リ地価調査ノ方法ニ關シ税務監督局長ヨリ承認ヲ求メタル場合ニ於テ認可シタルトキハ、直三主税局長ニ報告スヘキモノトス

第四十六条 税務監督局長ニ於テ第三十一条ノ様式ニ拠ルヲ不便ト認ムルトキハ主税局長ノ承認ヲ受ケ、適宜欄画又ハ記載事項ノ変更ヲ為スコトヲ得ルモノトス

第四十七条 税務監督局長第一十六条第一項ニ依リ調査期限変更ノ承認ヲ為シタルトキハ直三主税局長ニ報告スルモノトス

第四十八条 田畠地価調査中特殊ノ事項アルトキハ其ノ時々之ヲ主税局長ニ報告スルモノトス

第四十九条 税務監督局長ニ於テ地価調査ノ事務取扱ニ關シ總務署ヘ令達シタルトキハ、遲滞ナク其ノ写ラ添ヘ主税局長ニ報告スルモノトス

第五十条 地価調査ニ關スル施設、調査成績等、参考ト為シヘキ事項ハ主税局長ニ報告シ又ハ各局相互通報シ、調査上ノ参考ニ資スルモノトス

第五十一条 田畠地価調査二閱スル経費ノ經理ニ付テハ慎重ナル注意ヲ加ヘ努メテ冗費ヲ節省シ、事業完成上遺憾ナキヲ期スルモノトス

(別表)

田畠小作料等級表

田畠各一段歩當小作料年額米

一〇合

一 級 級	二 級 級	三 級 級	四 級 級	五 級 級	六 級 級	七 級 級	八 級 級	九 級 級	十 級 級	十一 級 級	十二 級 級	十三 級 級	十四 級 級
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六一〇	五八〇	五五〇	五四〇	四五〇	四六〇	四六〇	三四〇	三四〇	三一〇	二八〇	二六〇	二四〇	二一〇
一一〇	一〇〇	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇

六十八級	六十七級	六十六級	六十五級	六十四級	六十三級	六十二級	六十一級	五十九級	五十八級	五十七級	五十六級	五十五級	五十四級	五十三級	五十二級	五十一級
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二三〇〇	二一〇〇	二〇〇〇	一九〇〇	一八〇〇	一七〇〇	一六〇〇	一五〇〇	一四〇〇	一三〇〇	一二〇〇	一一〇〇	一〇〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇

三十三級	三十四級	三十五級	三十六級	三十七級	三十八級	三十九級	四十級	四十一級	四十二級	四十三級	四十四級	四十五級	四十六級	四十七級	四十八級	四十九級	五十級
七三〇	七二〇	七一〇	七〇〇	六九〇	六八〇	六七〇	六六〇	六五〇	六四〇	六三〇	六二〇	六一〇	六〇〇	五九〇	五八〇	五七〇	五六〇

## 六十九級

同

一一四〇〇

## 七十級

同

一一五〇〇

## 七十一級

同

一一六〇〇

## 七十二級

同

一一七〇〇

## 七十三級

同

二、八〇〇

## 七十四級

同

二、九〇〇

## 七十五級

同

三、〇〇〇

小作料年額三石以上ハ一斗ヲ増ス每ニ一級ヲ進ム

〔以下附屬様式は省略〕

(昭44閏信12-15)

## 2 大正9年 名古屋税務監督局管内の田畠小作料権衡調査

直第一〇〇二一號

名古屋税務監督局

稅務署長殿

由畠小作料調査権衡調査ノ件

標記ニ闕スル各署報告ヲ見ルニ、小作料ノ増減差カ一割ヲ超ユルモノニ対シ、單ニ相當又ハ不相當ノ意見ヲ述フルニ止マリ、其ノ原因ノ那辺ニアルヤヲ捕捉シ能ハサル状況ノモノ有之、斯くてハ通牒ノ趣旨ニ副ワサルノミナラス、查

察資料ハ全國通有の標準ニ依リタルモノナレハ、素ヨリ之ヲ以テ各地方一率ニ律スルコト能ハサル理由ナキニアラサルモ、要ハ比較研究資料ニ供シ今后調査ノ充実ヲ期スル上ニ於テ最モ有益ト被考候ニ付、署ニ於テハ権衡調査資料ノ算定方法ニ準シ、各都市毎ニ調査資料又ハ統計資料ニ依リ各基數ニ對スル小作料ヲ算出シ該資料ト對査ヲ遂ケ、其ノ結果調査小作料ノ適否及修正意見ヲモ最モ具体的ニ申報セラルヘシ、尚本文調査資料ハ取纏メ編綴シ置カルヘシ追テ既報告ノ署ニアリテモ本文ノ趣旨ニ依リ改調ノ結果ハ更ニ報告セラルヘシ

田畠小作料権衡調査

凡例

一 表中△印ヲ付シアルモノハ朱書きトス

但シ算出小作料ニ比シ調査小作料ノ増減額欄ノ△印ハ減ヲ示スモノナリ

直秘第七八号

名古屋税務監督局

稅務署長殿

田畠小作料ノ権衡調査ニ闕スル件

田畠地価調査上各地ノ権衡調査方ニ付テハ單ニ所定ノ方法ニ依リ之ヲ行フノミニ止メシテ、一面間接的ニ各種ノ統計資料ニ基ギ適切ナル指數ヲ求メテ相当小作料ヲ計算シ、之レニ依リ所定ノ方法ニ依リ調査シ得タル小作料ノ高低如何ヲ判断スルノ必要可有之、既ニ之レカ方法ニ付テハ各署ニ於テモ夫々研究中ノ事ト被考候處、遺回當局ニ於テ別記方法ニ依リ計算シタル小作料別表ノ通ニ有之、今之レヲ各署ノ調査実績ニ對比スルニ大体各地間ノ権衡ヲ判断シ得ラルヘキモノ、如ク認メラル、ニ依リ権衡調査ノ資料ニ供セラルヘク、尤モ「」小作料ハ独リ經濟的關係ノミノ支配ヲ

受クルニ止マラス由來ノ地方的慣習ニ因リ高低アルモノ、(1)排水費其ノ他ノ経費ヲ転嫁スルモノ、(2)林業、漁業、工業等ノ旺盛ナル地方ニ於テ小作料特ニ低廉ナルモノ、又此ノ地方ニ於テ農家中兼業者ノ比較的多キヲ占ムルモノ、即市街地付近又ハ山間僻遠ノ地方及帶給ノ均衡ヲ得サル地方ニ於テ特ニ小作料ニ高低アルモノ等」ノ場合少シトセサルヲ以テ、此算出額ニ依リ直ニ小作料調査ノ當否ヲ断定スルコト能ハサルハ勿論ナリトス、從テ本調査ハ大体上ノ権衡査察ノ資料ト為シ、之レト一方調査額トノ対比上著シキ差異ヲ呈セルモノニ向ツテハ其ノ原因ノ如何ヲ精査シ、以テ小作料ノ權衡上遺憾ナキヲ期セムトスルニ在ルヲ以テ、増減差大約一割内外以上ノ都市ニ付当該署ニ於テ其ノ原因ヲ究明シ、各其ノ意見（調査方法ニ對シ修正ヲ要スヘキ点アレハ其ノ意見共）ヲ來ル七月十五日迄ニ申報セラルヘシ（別記）

## 田ノ部

### 一 別表基數ノ調査方法

- (1) 田十町歩当村部人口ハ農商務省ニ於テ調理セル大正六年分各府県農会調査ノ結果ニ基キ其ノ田作付反別ヲ以テ村部ノ人口ヲ除シタルモノナリ、此結果ニ依ルトキハ全國平均一九人四一トナル
- (2) 田十町歩当農家戸数ハ(1)ト同シク、各府県農会調査ノ田作付反別農家戸数（兼業ヲ含ム）ニ基キ該反別ヲ以テ戸数ヲ除シタルモノナリ、此結果ニ依ルトキハ全國平均一八戸二七トナル
- (3) 田畠合計十町歩当農家戸数ハ(2)ト同方法ニ依リ計算シタルモノニシテ、全國平均一〇畠一九トナル
- (4) 総面積ニ対スル耕地面積ノ割合ハ大正七年一月一日現在ノ耕地反別ヲ方里数ニ換算シタルモノヲ實トシテ総方里数ヲ以テ除シタルモノナリ、此全國平均一割七分八厘トナル
- (5) 村部宅地十坪当賃貸価格ハ明治四十三年宅地地価修正ノ確定額ニ於ケル村部ノ平均一坪当賃貸価格ヲ十倍セ

シモノニシテ、全國平均二十八錢五厘トナル

内 田総反別ニ対スル自作反別ノ割合ハ(5)ニ依ル農会調査ニ基キ該總反別ヲ以テ自作反別ヲ除シタルモノニシテ、全國平均四割八分五厘トナル

(6) 田一反歩当収穫ハ各府県勸業統計書ニ基キ明治四十四年ヨリ大正六年マテノ毎年分平均一反歩当米ノ収穫ヲ求メ、之レヲ合計シタルモノヲ七除シタルモノニ、米以外ノ一反歩当平均収穫高ノ七ヶ年平均數（米量ニ換算シタルモノ）ヲ加算シタルモノナリ、此結果ニ依ルトキハ全國平均（米量）二石〇二升七合トナル

(7) 田一反歩当売賣價格ハ問接的資料ナキニ依リ、田畠地価調査順序ニ基キ各署ノ調査セシ大正四年ヨリ同六年マテ三ヶ年平均売賣價格ニ依リタルモノニシテ、此當局全管（六県）平均三〇五円トナル

(8) 耕地反別ニ対スル小地主所有反別（一西三町歩以  
下所有モノ）ノ割合ハ、大正六年農会調査ニ係ル耕地所有ノ広狭ニ依リ区分シタル農家戸数ニ基キ推算シタルモノニシテ、全國平均六割二分三厘トナル

(9) 市部ニ対スル(8)村部人口ノ割合及市部宅地ノ賃貸價格ハ其ノ接続郡ト同額ニ計算シタルモノナリ

(10) 総面積ニ対スル耕地面積ノ広狭ハ小作料高低ノ因タラナル地方アルヲ以テ(1)ニ依ル資料ヲ排除シ、代フニ(1)ノ収穫高ニ対スル目的小作料ヲ增加シテ更ニ別途計算シ、之レヲ別表中「一反歩当収穫」欄及「以上算出小作料ノ計」欄ニ朱書き、兩様対照スルコトニゼリ

### 二 小作料算出率ノ算定方法

- (1) 全國平均一反歩当小作料（北海道ヲ除ク）  
基準調査ノ結果ニ依リ終局ノ小作料ヲ全國反当一、〇〇三合ト推定シ、之レヲ目的小作料トシ調査セリ
- (2) 各基數ニ割当スル小作料ノ割合及各其ノ小作料

- (一) 田十町歩当村部人口（金額平均）二対シ目的小作料三分即チ米量二升トス（即チ之レヲ一九人四一ニテ除セ）  
 (二) 田十町歩当農家戸数（八戸一九）二対シ目的小作料ノ七分即チ米量七升トス（即チ之レヲ一八戸（七）ニ付小作米三升八合トナル）  
 (三) 田畠合計十町歩当農家戸数（一〇戸一九）二対シ目的小作料ノ七分即チ米量七升トス（即チ之レヲ一〇戸（九）ニ付小作米一升八合トナル）  
 (四) 総面積二対スル耕地面積ノ割合（四分之一）二対シ目的小作料ノ五分即チ米量五升トス  
 (五) 村部宅地十坪当實質価格（一八五圓）二対シ目的小作料ノ五分即チ米量五升トス  
 (六) 田総反別二対スル自作反別ノ割合（四分八分五厘）二対シ目的小作料ノ五分即チ米量五升トス  
 (七) 田一反歩當取穀（一石〇七キ）二対シ目的小作料ノ六割即チ米量六斗二合トス（即チ之レヲ一石〇七キニ付小作米一升八合トナル）  
 [同] 目的小作料ノ六割五分即チ米量大斗五升二合トス（即チ之レヲ一石〇七キニ付小作米一升八合トナル）  
 (八) 田一反歩當売賣価格（金額平均）二対シ目的小作料ノ四分即チ米量四升トス（即チ之レヲ一〇圓（五）ニ付小作米一升八合トナル）  
 (九) 耕地反別二対スル小地主所有反別ノ割合（金額平均）二対シ目的小作料ノ四分即チ米量四升トス
- 烟ノ部
- 一 別表基數ノ調査方法
- 田ノ調査方法ニ同ジ、但シ平均ハ当局全管六県ノ平均ニ依ル
- 二 小作料算出率ノ算定方法
- (一) 当局全管六県ノ基準ト第一、二次調査ノ結果ニ依ル反当平均小作料四斗六升一合ヲ目的小作料トス
- (二) 各基數三割当ツル小作料ノ割合及各其ノ小作料
- (一) 烟十町歩当村部人口（金額平均）二対シ目的小作料ノ三分即チ米量一升三合八勺トス  
 (即チ之レヲ一七二人六戸（七）ニ付小作米一升三合八勺トナル)
- (二) 烟十町歩当農家戸数（一七戸七七）二対シ目的小作料ノ七分即チ米量二升一合三勺トス  
 (即チ之レヲ一七戸七七ニ付小作米二升一合三勺トナル)
- (三) 田畠合計十町歩当農家戸数（一一戸二六）二対シ目的小作料ノ七分即チ米量三升一合三勺トス  
 (即チ之レヲ一八戸二六ニ付小作米三升一合三勺トナル)
- (四) 総面積二対スル耕地面積ノ割合（一割六分八厘）二対シ目的小作料ノ五分即チ米量二升三合一勺トス  
 (即チ之レヲ一割六分八厘ニ付小作米二升三合一勺トナル)
- (五) 村部宅地十坪当實質価格（三三圓）二対シ目的小作料ノ五分即チ米量一升三合一勺トス  
 (即チ之レヲ一九人四一ニ付小作米一升三合一勺トナル)
- (六) 番總反別二対スル自作反別割合（五割七分）二対シ目的小作料ノ五分即チ米量一升三合一勺トス  
 (即チ之レヲ一九人四一ニ付小作米一升三合一勺トナル)
- (七) 烟一反歩當收穫（一石九四圓）二対シ目的小作料ノ六割即チ米量一斗七升六合五勺トナル  
 (即チ之レヲ一石九四圓ニ付小作米一斗七升六合五勺トナル)
- (八) [同] 目的小作料ノ六割五分即チ米量二斗九升九合六勺トナル（即チ之レヲ一石九四圓ニ付小作米二斗八升八合トナル）  
 (九) 烟一反歩當亮賣価格（一八一四）二対シ目的小作料ノ四分即チ米量一升八合四勺トナル  
 (即チ之レヲ一八一四ニ付小作米一升八合四勺トナル)

(4) 耕地反別三対スル小地主所有反別ノ割合(六割四分五厘) 二対シ目的小作料ノ四分即チ米量一升八合四勺トナル

(即チ之レヲ六割四分五厘ニテ除セ  
八十割ニ付小作米一升九合トナル)

以上ノ外所得高ヲ資料ニ加フルヲ可ナリト認ムルモ田、畠共都市別ノ所得高調査上適確ノ材料ヲ得難キヲ以テ、差向之レヲ加味セス調査シタルモノナリ

田一反歩当小作料調査ノ權衡查察資料 其ノ一

県名	田十町歩當村部		田十町歩當農原		當農家戸數		當農合計十町歩		耕地面積二寳スル		村部宅地十坪當		田總反別二寳スル		田一反歩當收穫		田一反歩當先費	
	人口 基 數	戶數 基 數	小作料 基 數															
新潟	四七五	八〇	△一〇七	九三九	一〇九	一〇九	一〇九											
長野	六九九	六〇三	△一〇五	七三九	七一七	七一七	七一七											
岐阜	四七五	五九五	△一〇五	七三九	七一七	七一七	七一七											
愛知	九六六三	一七五〇九	一七五〇九	七三九	七一七	七一七	七一七											
静岡	一七五〇九	一七五〇九	一七五〇九	一七五〇九	一七五〇九	一七五〇九	一七五〇九	一七五〇九	一七五〇九	一七五〇九	一七五〇九	一七五〇九	一七五〇九	一七五〇九	一七五〇九	一七五〇九	一七五〇九	
三重	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	一一一八	
岐阜	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	
長野	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	
新潟	八一七	八一七	八一七	八一七	八一七	八一七	八一七	八一七	八一七	八一七	八一七	八一七	八一七	八一七	八一七	八一七	八一七	

全上

其ノ二

県名	耕地反別三寳スル小作所及別ノ割合		以上算出小作料ノ計		算出小作料		當田小作料											
	基 數	小作料	基 數	小作料	基 數	小作料	基 數	小作料	基 數	小作料	基 數	小作料	基 數	小作料	基 數	小作料	基 數	小作料
新潟	六九九	六〇三	△一〇五	七三九	七一七	七一七												

細

考

県名	耕地反別三寳スル小作所及別ノ割合		以上算出小作料ノ計		算出小作料		當田小作料											
	基 數	小作料	基 數	小作料	基 數	小作料	基 數	小作料	基 數	小作料	基 數	小作料	基 數	小作料	基 數	小作料	基 數	小作料
新潟	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五

烟—反步当小作糾調查ノ權衡查察資料

其八

烟一反歩当小作料調査ノ權衡查察資料

其ノ一

県名	烟十町歩當村部		烟十町歩當農家		田畠合計十町歩		耕地面積二対八ル		村部宅地十坪當		烟總反別ニ對スル		烟一反歩當收穫		烟一反歩當免貲		
	人口 基 數	戶數 基 數															
新潟	一八六	四三	一六	〇九	一〇〇	三〇	一六	一七	一〇〇								
長野	二九	六六	一〇	三三	一〇〇	三〇	一〇	一〇	一〇〇								
岐阜	一九	五三	一五	三三	一〇〇	一五	一五	一五	一〇〇								
三重	三〇〇	八六	二五	四三	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇〇								
愛知	六一	三六	一三	三四	一七	四一	一七	一七	三七	三〇五	四一	三六九	二七	五四八	一三	二一	二〇〇
静岡	一六一	五一	一三	三三	一五八	一三	一七	一七	一三四	一一一	一一一	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
福島	一六	三六	一三	三三	一五八	一三	一七	一七	一三四	一一一	一一一	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
山形	一六	三六	一三	三三	一五八	一三	一七	一七	一三四	一一一	一一一	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
宮城	一六	三六	一三	三三	一五八	一三	一七	一七	一三四	一一一	一一一	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
岩手	一六	三六	一三	三三	一五八	一三	一七	一七	一三四	一一一	一一一	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
秋田	一六	三六	一三	三三	一五八	一三	一七	一七	一三四	一一一	一一一	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
長崎	一六	三六	一三	三三	一五八	一三	一七	一七	一三四	一一一	一一一	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
佐賀	一六	三六	一三	三三	一五八	一三	一七	一七	一三四	一一一	一一一	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
福岡	一六	三六	一三	三三	一五八	一三	一七	一七	一三四	一一一	一一一	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
大分	一六	三六	一三	三三	一五八	一三	一七	一七	一三四	一一一	一一一	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
宮崎	一六	三六	一三	三三	一五八	一三	一七	一七	一三四	一一一	一一一	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
鹿児島	一六	三六	一三	三三	一五八	一三	一七	一七	一三四	一一一	一一一	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三

全

其一

県名	耕地面積反別三対スル小地主所有反別ノ割合		以上算出小作料ノ計 （単位）	基準一次 （第二次調査者 結果に依る）	基準一次 （第一次調査者 結果に依る）	第三次調査 （第三次調査者 結果に依る）	第三次調査 （第三次調査者 結果に依る）	第三次調査 （第三次調査者 結果に依る）	第三次調査 （第三次調査者 結果に依る）
	地主	小作							
新潟	四〇九	一〇一	六〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
長野	六九九	二七七	八〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
岐阜	六〇三	一七一	八〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
三重	三九九	一一一	八〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
静岡	〇九〇	一一一	八〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
愛知	七三九	一一一	八〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
岡山	〇九〇	一一一	八〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
兵庫	一〇〇	一一一	八〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
福岡	一〇〇	一一一	八〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
大分	一〇〇	一一一	八〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
宮崎	一〇〇	一一一	八〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
鹿児島	一〇〇	一一一	八〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
沖縄	一〇〇	一一一	八〇〇	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一

田一反歩当小作料調査ノ權衡查察資料

其ノ一 愛知県

税務署名	郡市名	田十町歩當村部		田十町歩當農家		田烟合計十町歩		當農家戸數		耕地面積ニ對スル		村部宅地ニ坪當		田緑反別ニ對スル		
		人口	基數	小作物	基數	小作物	基數	小作物	基數	小作物	基數	小作物	基數	小作物	基數	小作物
名古屋	愛知	10,041	10,041	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋	名古屋	10,041	10,041	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋	西春日井	11,111	11,111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋	東春日井	9,183	11,111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小牧	丹羽	1,347	1,347	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小牧	葉栗	1,665	1,665	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮	中島	8,593	1,111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮	島海	7,824	1,111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
半田	知多	6,647	1,111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
半田	知立	6,647	1,111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西尾	幡豆	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

岡崎		田口		新城市		豊橋		宝飯	
額田	1,631	1,631	北設樂	1,631	1,631	八名	1,631	1,631	1,631
西加茂	1,631	1,631	南設樂	1,631	1,631	名	1,631	1,631	1,631
東加茂	1,631	1,631	北設樂	1,631	1,631	橋	1,631	1,631	1,631
岡崎	1,631	1,631	南設樂	1,631	1,631	豊	1,631	1,631	1,631
西	1,631	1,631	北設樂	1,631	1,631	渥美	1,631	1,631	1,631
東	1,631	1,631	南設樂	1,631	1,631	城	1,631	1,631	1,631
加	1,631	1,631	北設樂	1,631	1,631	八	1,631	1,631	1,631
茂	1,631	1,631	南設樂	1,631	1,631	橋	1,631	1,631	1,631

税務署名	都市名	田一反歩当収穫		田一反歩完買価格		耕地農地三割ハル不地 主所有反別ノ割合 以上算出	△乙	△甲	小作料	基數	田一反歩當別三割ハル不地 主所有反別ノ割合 以上算出
		基數	小作料	基數	小作料						
名古屋	名古屋	一、七〇〇	△五〇五	八七四	一四〇	一九	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	知	三、四四四	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	△九一	四六四	三一九
名古屋	愛	一、七〇〇	△五〇五	八七四	一四〇	一九	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	西春日井	三、六七四	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	東春日井	三、六七四	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	西春日井	三、六七四	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	丹羽	一、七〇〇	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	葉栗	一、七〇〇	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	一宮	一、七〇〇	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	中島	一、七〇〇	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	島	一、七〇〇	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	津島	一、七〇〇	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	海部	一、七〇〇	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	半田	一、七〇〇	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	知立	一、七〇〇	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	碧海	一、七一四	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	多	一、七〇〇	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	半田	一、七〇〇	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	知立	一、七〇〇	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	尾幡	一、七〇〇	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	豆	一、七〇〇	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
名古屋	西尾	一、七〇〇	△五〇五	八六八	一〇八	一〇八	一〇九	一〇九	〇〇	三三九	三一九
岡崎	岡崎	一、七〇一	△七〇一	四八一	KO	八八三	五七一	一〇九	一〇九	△七四	四一六七
岡崎	額田	一、七〇一	△七〇一	四八〇	KO	八八三	五七一	一〇九	一〇九	一〇九	三一七
岡崎	西加茂	一、七〇一	△七〇一	四八〇	KO	八八三	五七一	一〇九	一〇九	一〇九	三一七
岡崎	東加茂	一、七〇一	△七〇一	四八〇	KO	八八三	五七一	一〇九	一〇九	一〇九	三一七
岡崎	北設樂	一、七〇一	△七〇一	四八〇	KO	八八三	五七一	一〇九	一〇九	一〇九	三一七
岡崎	南設樂	一、七〇一	△七〇一	四八〇	KO	八八三	五七一	一〇九	一〇九	一〇九	三一七
岡崎	東加茂	一、七〇一	△七〇一	四八〇	KO	八八三	五七一	一〇九	一〇九	一〇九	三一七
岡崎	西加茂	一、七〇一	△七〇一	四八〇	KO	八八三	五七一	一〇九	一〇九	一〇九	三一七
岡崎	東加茂	一、七〇一	△七〇一	四八〇	KO	八八三	五七一	一〇九	一〇九	一〇九	三一七
新城	八名	一、六七九	△六七九	一四八	一九	八〇〇	九一	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
新城	北設樂	一、六七九	△六七九	一四八	一九	八〇〇	九一	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
新城	南設樂	一、六七九	△六七九	一四八	一九	八〇〇	九一	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
新城	東加茂	一、六七九	△六七九	一四八	一九	八〇〇	九一	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
新城	西加茂	一、六七九	△六七九	一四八	一九	八〇〇	九一	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
新城	北設樂	一、六七九	△六七九	一四八	一九	八〇〇	九一	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
新城	南設樂	一、六七九	△六七九	一四八	一九	八〇〇	九一	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
新城	東加茂	一、六七九	△六七九	一四八	一九	八〇〇	九一	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
新城	西加茂	一、六七九	△六七九	一四八	一九	八〇〇	九一	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
豊橋	八名	一、六七九	△六七九	一四八	一九	八〇〇	九一	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
豊橋	橋瀬	一、六七九	△六七九	一四八	一九	八〇〇	九一	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
豊橋	美濃	一、六七九	△六七九	一四八	一九	八〇〇	九一	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
豊橋	瀬美	一、六七九	△六七九	一四八	一九	八〇〇	九一	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
豊橋	飯	一、六七九	△六七九	一四八	一九	八〇〇	九一	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
豊橋	宝飯	一、六七九	△六七九	一四八	一九	八〇〇	九一	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九

## 全

## 上

## 其ノ一

## 静岡県

税務署名	郡市名	田十町歩当村部		田十町歩当農家		田烟合計十町歩		當農家戸数		耕地面積二対スル		耕地面積ノ割合		貨貸価格		田部宅地十坪当		田総反別二対スル	
		人口 基 數	小作 料	基 數	小作 料	人口 基 數	小作 料												
静岡	静岡	一九七・八四	四九	一八・八六	七一	一四・八〇	一〇	一四・八〇	一〇	一四・八〇	一〇	一四・八〇	一〇	一四・七	西九	一八	一九	一四・七	西九
岡安	庵原	一九七・八四	四九	三一・五六	六六	八・四〇	五六	一四・九〇	一〇	一四・九〇	一〇	一四・九〇	一〇	一四・七	西九	一九	一九	一四・七	西九
下田	賀茂	三五六・一〇	七四	一〇・〇	一〇	一五・一八	一〇												
駿	田方	三八・八五	一五	一五・八五	一五	一一・五	六六												
津	駿東	一七七・六〇	四四	一〇・〇	一〇	八六	一〇	一〇・〇	一〇										
志	窓士	三三三・三三	三九	三九	三九	一〇・三	七一												
藤枝	志太	一一七・九四	三九	一六・九四	六四	一一・九六	一〇												
掛川	小笠	一一三・七七	三一	一八・八七	一七	一一・七	一九												

見付	周智	二〇・四四	一五	一〇・一	一三・一六	大一	〇・〇	一四	一五										
松	磐田	一九九・五八	三九	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一
浜	浜松	一九九・五〇	三九	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一
浜	佐引	一九九・五六	三九	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一

合

## 其ノ二 潤岡縣

綱

稅務署名	郡市名	田一反歩当取穀		田一反歩完税價格		耕地坡別三対スル小地 主所有反別ノ割合	以上算出 基準一(次 人結算二 步當小作 料(甲)二 算出小作 料(乙)三 比シ調査 小作料 物價額 (△)	現在地価 十円當小 作物
		總 數	小作 料	基 數	小作 料			
靜岡 安倍	諫岡	△ 三五三	△ 一六四	△ 三三八	△ 一四七	△ 一五〇	△ 一五〇	△ 一五〇
	庵原	△ 三四三	△ 一六〇	△ 三三八	△ 一四九	△ 一五〇	△ 一五〇	△ 一五〇
	茂賀下	△ 三三三	△ 一六〇	△ 三三八	△ 一四九	△ 一五〇	△ 一五〇	△ 一五〇
	方田	△ 三四三	△ 一六〇	△ 三三八	△ 一四九	△ 一五〇	△ 一五〇	△ 一五〇
	東津駆	△ 三三三	△ 一六〇	△ 三三八	△ 一四九	△ 一五〇	△ 一五〇	△ 一五〇
	士富	△ 三三三	△ 一六〇	△ 三三八	△ 一四九	△ 一五〇	△ 一五〇	△ 一五〇
藤枝	太志	△ 三三三	△ 一六〇	△ 三三八	△ 一四九	△ 一五〇	△ 一五〇	△ 一五〇
	原櫟	△ 三三三	△ 一六〇	△ 三三八	△ 一四九	△ 一五〇	△ 一五〇	△ 一五〇
	笠川	△ 三三三	△ 一六〇	△ 三三八	△ 一四九	△ 一五〇	△ 一五〇	△ 一五〇
	小	△ 三三三	△ 一六〇	△ 三三八	△ 一四九	△ 一五〇	△ 一五〇	△ 一五〇
	浜	△ 三三三	△ 一六〇	△ 三三八	△ 一四九	△ 一五〇	△ 一五〇	△ 一五〇
	付見	△ 三三三	△ 一六〇	△ 三三八	△ 一四九	△ 一五〇	△ 一五〇	△ 一五〇

上 案ノ一 三重県

税務署名	郡市名	人口		田十町歩當村部		田十町歩當農家		田畠合計十町歩		耕地面積ニ対スル		村部宅地十坪當		田畠反別ニ対スル	
		基數	小作料	基數	小作料	基數	小作料	基數	小作料	基數	小作料	基數	小作料	基數	小作料
津	津	八四	五四	一一	一〇	一〇	一一	九七	六〇	一七	三八	六九	五七	五八	
一志	安濃	八四	五四	一一	一〇	一〇	一一	九三	五五	一七	三八	六九	五七	五五	
桑名	河芸	八五	五三	一一	一〇	一〇	一一	九二	五五	一七	三八	七〇	四一	四六	
桑名	桑名	一〇一	三三	一〇一	一〇	一〇	一一	一〇一	一〇一	一七	三八	七〇	四一	四六	
桑名	員弁	一〇一	三三	一〇一	一〇	一〇	一一	一〇一	一〇一	一七	三八	七〇	四一	四六	
桑名	四日市	一〇一	三三	一〇一	一〇	一〇	一一	一〇一	一〇一	一七	三八	七〇	四一	四六	
桑名	三重	一〇一	三三	一〇一	一〇	一〇	一一	一〇一	一〇一	一七	三八	七〇	四一	四六	
桑名	四日市	一〇一	三三	一〇一	一〇	一〇	一一	一〇一	一〇一	一七	三八	七〇	四一	四六	
桑名	鯨鹿	一七一	五八	一七一	五八	一七一	五八	一七一	五八	一七	三八	七〇	四一	四六	
桑名	飯南	一一〇	三九	一一〇	三九	一一〇	三九	一一〇	三九	一七	三八	七〇	四一	四六	
桑名	多氣	一一〇	三九	一一〇	三九	一一〇	三九	一一〇	三九	一七	三八	七〇	四一	四六	
桑名	松坂	一一〇	三九	一一〇	三九	一一〇	三九	一一〇	三九	一七	三八	七〇	四一	四六	

宇治山田		宇治山田度会		宇治山田度會		志摩		志摩		阿山		阿山		上野	
北牟婁	八四	三三	二一	一六	五五	一一	一六	一六	五五	一〇	五五	一〇	五五	七一	七一
南牟婁	八五	三〇	二七	一五	五八	一一	一五	一五	五八	一〇	五八	一〇	五八	七一	七一
尾鷲	九九	四九	一一	四五	一九	一一	四五	一一	四五	一八	四五	一八	四五	七九	七九

全

上

其ノ二

三重県

税務署名	郡市名	田一反歩当収穫			田一反歩完買価格			耕地面積二対(小地)	主所反別ノ割合	以上算出
		基數	小作物	基數	小作物	基數	小作物			
津	津	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
安濃	安濃	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
一志	一志	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
桑	桑	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
員弁	員弁	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
四日市	四日市	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
四日市	三重	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
四日市	鈴鹿	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
多気	飯南	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
松坂	松坂	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100

守治山田	守治山田	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
守治山田	守治山田	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
度会	度会	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
志摩	志摩	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
河山	河山	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
上野	上野	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
賀北	賀北	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
牟婁	牟婁	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
尾鷲	尾鷲	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
南牟婁	南牟婁	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100

## 合

## 上 其ノ一 岐阜県

税務署名 都市名	田十町歩当村部		田十町歩当農家		田畠合計十町歩		當農家戸数		耕地面積ニ対スル 貸賃価格		村部宅地十坪当		田総反別ニ対スル 自作反別ノ割合	
	人口 基 數	小作 料 基 數	人口 基 數	小作 料 基 數	人口 基 數	小作 料 基 數	人口 基 數	小作 料 基 數	人口 基 數	小作 料 基 數	人口 基 數	小作 料 基 數	人口 基 數	小作 料 基 數
岐 阜	第一 岐 阜	二六六 五六	四四	一〇一 一七	六五	一一七 一七	八	一一二 一九	七八	三六四 六九	六六	三九二 四五三	〇一五 一四七	
岐 阜	稻 葉	一七六 五九	四四	一六八 一九	一〇一 一九	一六六 一九	一六六 一九	一六六 一九	三六四 六九	六六	三九二 四五三	〇一五 一四七		
岐 阜	本 巢	九三 七一	一三三	一五九 一九	一〇八 一九	一、八五 一九	八三	一五五 一九	四四	三六四 六九	六六	三九二 四五三	〇一五 一四七	
岐 阜	山 壴	三三五 三一	三四四	一四〇 一九	九一	一六六八 一九	一三五	一五六 一九	四四	三二八 六九	五九	三九二 四五三	〇一五 一四七	
大 塙	海 津	六〇 六六	一五	一五 一九	九一	一七六 一九	一七六 一九	一七六 一九	三六四 六九	三六四 六九	六六	三九二 四五三	〇一五 一四七	
大 塙	發 老	八四 九四	一三	一四九 一九	五五	一八一 一九	八四	一三〇 一九	长二	三六四 六九	六六	三九二 四五三	〇一五 一四七	
大 塙	不 破	八二 九二	三一	一六八七 一九	六四	一三一 一九	一六八七 一九	一六八七 一九	三六四 六九	三六四 六九	六六	三九二 四五三	〇一五 一四七	
大 塙	安 八	七〇 七一	一八	一九 一九	五〇	一〇〇 一九	九〇	一〇〇 一九	六六	一八八 一九	一八八 一九	三九二 四五三	〇一五 一四七	
大 塙	揖 裴	一〇九 一〇九	一九	一八五 一九	一〇九 一九	一九	一九	一九	三六四 六九	三六四 六九	六六	三九二 四五三	〇一五 一四七	

閑		武儀		加茂		上郡		上郡		可兒		多治見		惠那	
高	山	益	田	五三	五九	五八	五九	五三	五九	五八	五九	五九	五九	五九	五九
吉	城	大	野	一九	一九	一九	一九								

## 今

## 上

## 其ノ一 岐阜県

税務署名	郡市名	田一反歩當收穫		田一反歩完買価格		耕地反別三対メル小地 主新省反別ノ納合 以上算出	△乙 料
		基數	小作料基數	基數	小作料基數		
岐阜	岐阜	△全三斗一升二合	△全三斗一升二合	△全三斗一升二合	△全三斗一升二合	△甲 料	
岐阜	稻葉	△六八四	△六八四	△六七〇	△六七〇	△六九	
岐阜	羽島	△六九六	△六九六	△六九六	△六九六	△六九	
岐阜	本巣	△一〇九	△一〇九	△一〇九	△一〇九	△一〇九	
岐阜	山縣	△一八六八	△一八六八	△一八六八	△一八六八	△一八六八	
岐阜	海津	△五五五	△五五五	△五五五	△五五五	△五五五	
大垣	養老	△一七五六	△一七五六	△一七五六	△一七五六	△一七五六	
大垣	不破	△二二七	△二二七	△二二七	△二二七	△二二七	
揖斐	安八	△三八一	△三八一	△三八一	△三八一	△三八一	
揖斐	斐	△九〇九	△九〇九	△九〇九	△九〇九	△九〇九	
揖斐	大垣	△一九九	△一九九	△一九九	△一九九	△一九九	
多治見	岐阜	△九〇九	△九〇九	△九〇九	△九〇九	△九〇九	
多治見	土岐	△九〇九	△九〇九	△九〇九	△九〇九	△九〇九	
多治見	可児	△九〇九	△九〇九	△九〇九	△九〇九	△九〇九	
多治見	多治見	△九〇九	△九〇九	△九〇九	△九〇九	△九〇九	
恵那	恵那	△一九九	△一九九	△一九九	△一九九	△一九九	
恵那	益田	△一九九	△一九九	△一九九	△一九九	△一九九	
高	吉城	△一五三八	△一五三八	△一五三八	△一五三八	△一五三八	
高	大野	△四九五	△四九五	△四九五	△四九五	△四九五	
高	山	△四九五	△四九五	△四九五	△四九五	△四九五	

## 全

## 上

## 其ノ一

## 長野県

税務署名 郡市名	人口 田十町歩当村部 田十町歩当農家 戸数	田十町歩当農家		田畠合計十町歩		総面積二町歩		耕地面積ノ割合		村部宅地十坪当		田総反別ニ對スル 賃貸価格	
		基 數	小作 料	基 數	小作 料	基 數	小作 料	基 數	小作 料	基 數	小作 料	基 數	小作 料
長野	長野	一九六	七三	四九	三一	一六〇	一七〇	三三三	二五六	八〇	一六六	四八	五
長野	上水内	一九六	七三	四九	三一	一〇八	一〇八	九九	九九	六五	一六六	四八	五
長野	更級	一七六	七四	四四	三一	一〇四	一〇四	二二八	八八	五五	一六六	四八	五
長野	南佐久	一七一	七七	四三	三七六	一〇五	一〇五	一七	七〇	九九	一六六	四八	五
岩村田	北佐久	一三六	五七	三三	三一	八五	八五	九九	九九	一〇五	一六六	四八	五
上田	小県	一六八	五七	四五	三三六	一三八	一三八	九九	九九	五〇	一六六	四八	五
上田	埴科	三〇九	七一	七一	一〇一	三五	三五	一七一	一七一	二二八	三八六	八〇	五
上諏訪	諏訪	一五七	七一	三六	三〇	九〇	九〇	九九	九九	五〇	一六六	四八	五
伊那	伊那	一三七	五九	三八	三五	九七	九七	一〇一	八三	一九	一七一	四八	五
飯田	下伊那	一一七	五〇	五〇	一〇一	一八	一八	九八	八八	一九	一九	四八	五
西筑摩	西筑摩	三〇	五六	三〇	六五	二六	二六	九三	三六	七	三三	四八	五

松本		松本		東筑摩		東筑摩		南安曇		北安曇		大町		大町	
一八七	八五	四七	五二	一六九	一七八	一三三	五一六	一四八	一一一	一五六	一四八	一三三	一〇七	一三三	一三三
一八七	八五	四七	五二	一八三	一〇八	一〇九	七六	三一八	一一一	一〇九	七六	四七九	一〇九	一〇九	一〇九
一〇七	六三	二七	一七	一八九	一〇八	一〇九	七六	一〇八	一一一	一〇九	七六	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
一四六	二三	三九	六三	一五七	一五七	一五七	一三七	一五七	一三三	一五七	一三七	一三三	一四六	一三三	一三三
一四六	二三	三九	六三	一五三	一五三	一五三	一三七	一五三	一三三	一五三	一三七	一三三	一四六	一三三	一三三
一〇九	三九	三九	六七	一七九	一七九	一七九	一三七	一七九	一三三	一七九	一七九	一三三	一四六	一三三	一三三

## 今

## 上

## 其ノ二

## 長野県

税務署名	都市名	田一反歩当収穫			田一反歩完買価格			耕地区分三対スル小地 主所有反別ノ括合	以上算出 小作物ノ 計	基準一 次調査 結果三 反歩當 小作物 料	基準一 次調査 結果三 反歩當 小作物 料	算出小作物 料(甲)三 次調査 算出小作物 料(乙)三 次調査 結果三 反歩當 小作物 料
		基 数	小 作 料 基 数	小 作 料 基 数	基 数	小 作 料 基 数	小 作 料 基 数					
長野	長野	英三十六	△一、〇八二	英七	四九	英五五	△一、〇五五	英七	一〇〇	一、一六	西二、五三	〇〇八
上水内	上水内	一、八六八	△一、〇八〇	一、八六〇	一、八五	一、八六一	△一、〇八一	一、八五	一、一〇八	一、一六	西二、五九	〇一九
更級	更級	英三十八	△一、〇八一	英七四六	一、九一	英六八三	△一、〇八三	英六八三	一、一〇九	一、一六	西二、五九	〇一九
南佐久	南佐久	一、八六六	△一、〇八一	一、八六〇	一、八五	一、八六一	△一、〇八一	一、八五	一、一〇九	一、一六	西二、五九	〇一九
岩村田	岩村田	北佐久	一、八六六	△一、〇八一	一、八六〇	一、八六一	△一、〇八一	一、八六	一、一〇九	一、一六	西二、五九	〇一九
上田	上田	小県	三、一〇〇	△一、〇八一	三、一〇一	三、一〇一	△一、〇八一	三、一〇一	三、一〇九	三、一〇九	西二、五九	〇一九
上諏訪	上諏訪	塙科	三、九一九	△一、〇八一	三、九一九	三、九一九	△一、〇八一	三、九一九	三、九一九	三、九一九	西二、五九	〇一九
伊那	伊那	上伊那	三、九一九	△一、〇八一	三、九一九	三、九一九	△一、〇八一	三、九一九	三、九一九	三、九一九	西二、五九	〇一九
飯田	飯田	下伊那	三、九一九	△一、〇八一	三、九一九	三、九一九	△一、〇八一	三、九一九	三、九一九	三、九一九	西二、五九	〇一九
西筑摩	西筑摩	一、一七一	△一、〇八一	一、一七一	一、一七一	一、一七一	△一、〇八一	一、一七一	一、一七一	一、一七一	西二、五九	〇一九

松本	東筑摩	松本			東筑摩			大町	北安曇	大町			中野	下高井	下水内
		英三十六	△一、〇八一	英三十六	△一、〇八一	英三十六	△一、〇八一			英三十六	△一、〇八一	英三十六	△一、〇八一		
南安曇	南安曇	一、〇〇一	△一、〇八一	一、〇〇一	△一、〇八一	一、〇〇一	△一、〇八一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	△一、〇八一	一、〇〇一	△一、〇八一	一、〇〇一	一、〇〇一
上高井	上高井	一、八六一	△一、〇八一	一、八六一	△一、〇八一	一、八六一	△一、〇八一	一、八六一	一、八六一	一、八六一	△一、〇八一	一、八六一	△一、〇八一	一、八六一	一、八六一
中野	中野	一、八六九	△一、〇八一	一、八六九	△一、〇八一	一、八六九	△一、〇八一	一、八六九	一、八六九	一、八六九	△一、〇八一	一、八六九	△一、〇八一	一、八六九	一、八六九
		△一、〇八〇													

## 合

## 上 其ノ一 新潟県

税務署名	郡市名	人口		田十町歩当村部		田十町歩当農家		田畠合計十町歩		総面積二対スル		耕地面積ノ割合		村部宅地十坪当		田総反別ニ対スル		自作反別ノ割合	
		基數	小作物	基數	小作物	基數	小作物	基數	小作物	基數	小作物	基數	小作物	基數	小作物	基數	小作物	基數	小作物
新潟	新潟	基數百人二付	小作物米三升八合	基數十戸二付	小作物米六升九合	基數十戸二付	小作物米三升八合	基數十戸二付	小作物米三升八合	基數十戸二付	小作物米一升八合	基數十戸二付	小作物米一升八合	基數十戸二付	小作物米一升八合	基數十戸二付	小作物米一斗〇升三合	基數十戸二付	小作物米一斗〇升三合
中蒲原	中蒲原	基數百人二付五合	小作物米二升五合	基數十戸二付	小作物米六升九合	基數十戸二付	小作物米六升九合	基數十戸二付	小作物米六升九合	基數十戸二付	小作物米一升八合	基數十戸二付	小作物米一升八合	基數十戸二付	小作物米一升八合	基數十戸二付	小作物米一升八合	基數十戸二付	小作物米一升八合
新発田	北蒲原	大正八四	一六	一八	〇九	一六	一八	〇九	一六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
卷	西蒲原	大正八四	一六	一八	〇九	一六	一八	〇九	一六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三条	南蒲原	大正八四	一六	一八	〇九	一六	一八	〇九	一六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
津川	東蒲原	大正八四	一七	一九	一七	一七	一九	一七	一六	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
長岡	長岡	大正八四	一七	一九	一七	一七	一九	一七	一六	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
三島	島	大正八四	一七	一九	一七	一七	一九	一七	一六	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
小千谷	北魚沼	大正八四	一八	一九	一八	一八	一九	一八	一七	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
六日町	南魚沼	大正八四	一九	一九	一九	一九	一九												

十日町	中魚沼	大正八四	一〇	一八	一七	一九	一八	一七	一九	一〇	一九								
柏崎	刈羽	大正八四	一〇	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一〇	一九								
安塙	東頸城	大正八四	一一	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一〇	一九								
高田	高田	大正八四	一一	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一〇	一九								
糸魚川	西頸城	大正八四	一一	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一〇	一九								
村上	岩船	大正八四	一九	一〇	一九														
相川	佐渡	大正八四	二五	一五															

全

上

其ノ二

新潟県

税務署名	都市名	田一反歩当収穫			田一反歩完賣価格			耕地皮別(対スル小地)			以上算出 基盤、一次 料(甲)、二 次調査	算出小作 料(乙)、二 次調査	算出小作 料(丙)、二 次調査	算出小作 料(丁)、二 次調査	算出小作 料(戊)、二 次調査	算出小作 料(己)、二 次調査	算出小作 料(庚)、二 次調査	算出小作 料(辛)、二 次調査	算出小作 料(壬)、二 次調査	算出小作 料(癸)、二 次調査	
		基 数	小 作 料	基 数	小 作 料	基 数	小 作 料	基 数	小 作 料	基 数											
新潟	新潟	△全三斗[升]合	△小作米(斗九升七合)	△全上	△上作米(升三合)	△全上	△上作米(升三合)	△全上	△上作米(升三合)	△全上	△上作米(升三合)	△上作米(升三合)	△上作米(升三合)	△上作米(升三合)	△上作米(升三合)	△上作米(升三合)	△上作米(升三合)	△上作米(升三合)	△上作米(升三合)	△上作米(升三合)	
新発田	北蒲原	一六八	△九升七合	一六八	△九升七合	一六八	△九升七合	一六八	△九升七合	一六八	△九升七合	一六八	△九升七合	一六八	△九升七合	一六八	△九升七合	一六八	△九升七合	一六八	△九升七合
巻	西蒲原	一七八	△九升七合	一七八	△九升七合	一七八	△九升七合	一七八	△九升七合	一七八	△九升七合	一七八	△九升七合	一七八	△九升七合	一七八	△九升七合	一七八	△九升七合	一七八	△九升七合
三条	南蒲原	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合
津川	東蒲原	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合
長岡	長岡	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合
長岡	古志	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合
長岡	島	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合
小千谷	北魚沼	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合
六日町	南魚沼	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合	一	△九升七合

十日町	中魚沼	一	△九升七合																		
柏崎刈羽	一七九	△九升七合	一七九	△九升七合	一七九	△九升七合	一七九	△九升七合	一七九	△九升七合	一七九	△九升七合	一七九	△九升七合	一七九	△九升七合	一七九	△九升七合	一七九	△九升七合	一七九
安塚東頸城	一〇六	△九升七合	一〇六	△九升七合	一〇六	△九升七合	一〇六	△九升七合	一〇六	△九升七合	一〇六	△九升七合	一〇六	△九升七合	一〇六	△九升七合	一〇六	△九升七合	一〇六	△九升七合	一〇六
高田	高田	一八二	△九升七合																		
糸魚川	中頸城	一六四	△九升七合																		
高田	西頸城	一六四	△九升七合																		
相川	村上	一五九	△九升七合																		
佐渡	岩船	一八九	△九升七合																		

烟一反歩当小作料調査ノ權衡查察資料 其ノ一 愛知県

愛知県

稅務署名	郡市名	烟十町歩當村部		烟十町歩當農家		田畠合計十町歩		耕地面積二対スル		村部宅地十坪當		烟總反別二対スル	
		人口 基數	小作料 基數	戸數 基數	小作料 基數	戸數 基數	耕地面積 基數	小作料 基數	戸數 基數	耕地面積 基數	小作料 基數	戸數 基數	耕地面積 基數
名古屋	名古屋	三九〇	一八	五五	六四	一〇	一四	一〇	一四	一四	一〇	一四	一四
愛知	西春日井	一九〇	一五	四五	一五	一七	一五	一六	一六	一六	一五	一六	一六
小牧	丹羽	一九一	一五	一九	一五	一七	一五	一六	一六	一六	一五	一六	一六
一宮	葉栗	一九〇	一五	一九	一五	一九	一六	一六	一六	一六	一五	一六	一六
津島	海部	一五九	一五	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
半田	知多	一三四	六五	一〇	一四	一五	一六	一四	一四	一九	一九	一九	一九
知立	碧海	一一七	九	一〇	一〇	一〇	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
西尾	幡豆	一一一	一七	一六	一四	一〇	一六	一六	一七	一六	一六	一六	一六

豊橋		宝飯	九	三九〇	三九	一九							
岡崎		岡崎	三九〇	三九	一九								
額田		額田	三九〇	三九	一九								
西加茂		西加茂	一九〇	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
東加茂		東加茂	一九〇	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
北設楽		北設楽	一九〇	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
田口		田口	一九〇	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
新城		新城	八名	九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
南設樂		南設樂	九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
豊橋		豊橋	九〇	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一
渥美		渥美	九〇	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宝飯		宝飯	九〇	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一

稅務署名	都市名	烟一反歩當收穫		烟一反歩完買価格		耕地反別三割マル小地 主所有反別ノ割合	以上算出料ノ 計
		基數	小作物	基數	小作物		
名古屋	名古屋	一六四	一六四	一七〇	一七〇	一九一	一九一
愛知	西春日井	一六四	一六四	一七〇	一七〇	一九一	一九一
名古屋	丹羽	一六四	一六四	一七〇	一七〇	一九一	一九一
小牧	東春日井	一六四	一六四	一七〇	一七〇	一九一	一九一
一宮	葉栗	一六四	一六四	一七〇	一七〇	一九一	一九一
半田	中島	一六四	一六四	一七〇	一七〇	一九一	一九一
津島	海部	一六四	一六四	一七〇	一七〇	一九一	一九一
知立	碧海	一六四	一六四	一七〇	一七〇	一九一	一九一
西尾	幡豆	一六四	一六四	一七〇	一七〇	一九一	一九一

豐橋		岡崎		額田		岡崎		西加茂		東加茂		北設樂		田口		新城		南設樂		八名		三ヶ日		櫛瀬		豊美		宝飯	
△六八五	△五〇九	△六〇九																											
△六八五	△六〇九																												
△六八五	△六〇九																												
△六八五	△六〇九																												

全

上

其ノ一

静岡県

稅務署名	郡市名	烟十町歩當村部		烟十町歩當農家		田畠合計十町歩		耕地面積二対メル		総面積二対メル		村部宅地十坪當		賃貸価格		烟總反別三対スル	
		人口 基數	小作料 基數	戶數 基數	小作料 基數	全上 基數	小作米一升二合	全上 基數	小作米二升九合	全上 基數	小作米一斗三升八合	全上 基數	小作米七升四合	全上 基數	小作米一升二合	全上 基數	小作米四升二合
静岡	諏訪	一八三五	一八三五	九	一三三、五九	一四八〇	一四八〇	一四八〇	一四八〇	一四八〇	一四八〇	一四八〇	一四八〇	一四八〇	一四八〇	一四八〇	一四八〇
岡安	倍原	六六四三	五	一四一九	一七	一〇四〇	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
下田	賀茂	三〇〇、一一〇	三三	三六八六	三四四	一六二八	一六二八	一六二八	一六二八	一六二八	一六二八	一六二八	一六二八	一六二八	一六二八	一六二八	一六二八
沼津	田方	一八四、三五	一五	一五五、五五	五一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一
駿東	富士	一四六、七九	一三	一九〇九	一四一	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
藤枝	志太	一三三、八七	一一	一六五二	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
掛川	藤原	一九七、六三	一六	二九四九	三五	一五三五	一五三五	一五三五	一五三五	一五三五	一五三五	一五三五	一五三五	一五三五	一五三五	一五三五	一五三五
浜松	引佐	一九六、〇九	一四	三九一八	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九
見付	轄	一九六、四九	一六	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九	三九一九
磐田	大井	一九〇、九九	一四	三七八九	三七八九	三七八九	三七八九	三七八九	三七八九	三七八九	三七八九	三七八九	三七八九	三七八九	三七八九	三七八九	三七八九
浜	浜名	一九一、〇九	一四	二九九四	二九九四	二九九四	二九九四	二九九四	二九九四	二九九四	二九九四	二九九四	二九九四	二九九四	二九九四	二九九四	二九九四

## 全

上

其ノ二

静岡県

稅務署名	郡市名	烟一反歩當收穫		烟一反歩販賣價格		耕地別三對スル小地 主所有反別ノ割合	以上算出 小作物計
		基數	小作物基數	基數	小作物基數		
靜岡	静岡	五十三	△ 八九	一〇	〇一〇	一	八〇
安倍	一・一八四	△ 一〇九	一〇九	一〇	〇一〇	一	八〇
庵原	八五六	△ 一六八	一〇九	一〇	〇一〇	一	八〇
賀茂	九〇〇	△ 一六八	一〇九	一〇	〇一〇	一	八〇
田方	一・一五八	△ 一六八	一〇九	一〇	〇一〇	一	八〇
駿東	一・一五八	△ 一六八	一〇九	一〇	〇一〇	一	八〇
沼津	一・一五八	△ 一六八	一〇九	一〇	〇一〇	一	八〇
富士	一・一五八	△ 一六八	一〇九	一〇	〇一〇	一	八〇
志太	一・一六九	△ 一六八	一〇九	一〇	〇一〇	一	八〇
原	一・一六九	△ 一六八	一〇九	一〇	〇一〇	一	八〇
藤枝	一・一六九	△ 一六八	一〇九	一〇	〇一〇	一	八〇
桺原	一・一六九	△ 一六八	一〇九	一〇	〇一〇	一	八〇
笠川	一一〇〇六	△ 一六八	一〇九	一〇	〇一〇	一	八〇
掛枝	一一〇〇六	△ 一六八	一〇九	一〇	〇一〇	一	八〇
引佐	九六八	△ 一六七	一〇九	一〇	〇一〇	一	八〇
浜名	一・一五九	△ 一六七	一〇九	一〇	〇一〇	一	八〇
松浜	一・一五九	△ 一六七	一〇九	一〇	〇一〇	一	八〇
佐野	九六八	△ 一六七	一〇九	一〇	〇一〇	一	八〇

見付		周智	長	大	長	大	長
磐田	一・〇九〇	△ 一〇九	一九	大九四	一〇	〇一〇	一
浜松	一・〇九〇	△ 一〇九	一九	大九四	一〇	〇一〇	一
佐野	九六八	△ 一六七	一〇九	大九四	一〇	〇一〇	一

## 全

## 上

## 其ノ一

## 三重県

税務署名	郡市名	畠十町歩當村部		畠十町歩當農家		田畠合計十町歩		耕地面積三對スル		村部宅地十坪當		自作反別三對スル	
		人口	基數	小作物	基數	小作物	基數	小作物	基數	小作物	基數	小作物	基數
津	安濃	基數百人三付 小作米八合	金上 基數十畠三付 小作米一升二合	金上 基數十畠二付 小作米二升九合	金上 基數十畠二付 小作米一斗三升八合	金上 基數十錢二付 小作米七升四合	金上 基數十錢二付 小作米四升一合	金上 基數十錢二付 小作米七升四合	金上 基數十錢二付 小作米四升一合	金上 基數十錢二付 小作米七升四合	金上 基數十錢二付 小作米四升一合	金上 基數十錢二付 小作米七升四合	金上 基數十錢二付 小作米四升一合
一志	河芸	五七・八八	五七・六六	五九	一〇・六一	一〇・六一	一〇・六一	一〇・六一	一〇・六一	一〇・六一	一〇・六一	一〇・六一	一〇・六一
桑名	貴弁	五九・一〇	一〇	六四	八・八六	八・八六	九・九六						
桑名	重	一八・九	一八・九	一八・九	八・三五	八・三五	一・一						
四日市	鈴鹿	三・一	二・八	四・四	一〇・五五	一〇・五五	一・一						
多気	飯南	一・九	一・九	一・九	一・九	一・九	一・九	一・九	一・九	一・九	一・九	一・九	一・九
坂	多氣	一・九	一・九	一・九	一・九	一・九	一・九	一・九	一・九	一・九	一・九	一・九	一・九

宇治山田	宇治山田	度会	度会	志摩	志摩	阿山	阿山	賀茂	賀茂	北牟婁	北牟婁	南牟婁	南牟婁
三七・八八													
一・一													
一・一													
一・一													

## 全

## 上

## 其ノ二

## 三重県

税務署名	郡市名	烟一反歩当收穫			烟一反歩免買価格			耕地反則三対スハ小地 主所反別ノ納金	以上算出 料ノ
		基 數	小 作 料 基 數	小 作 料 基 數	小 作 料 基 數	小 作 料 基 數	小 作 料 基 數		
津	津	△六〇一	△八九六	△九四〇	△九四〇	△九四〇	△九四〇	△六〇一	△六〇一
安濃	河芸	△一〇〇	△一〇〇	△一〇〇	△一〇〇	△一〇〇	△一〇〇	△一〇〇	△一〇〇
一志	一志	△六四三	△九七一	△九七一	△九七一	△九七一	△九七一	△六四三	△六四三
桑名	桑名	△一八八	△一八八	△一八八	△一八八	△一八八	△一八八	△一八八	△一八八
員弁	員弁	△一八八	△一八八	△一八八	△一八八	△一八八	△一八八	△一八八	△一八八
四日市	四日市	△四九五	△一〇一	△一〇一	△一〇一	△一〇一	△一〇一	△四九五	△四九五
三重	三重	△三一六	△四七一	△四七一	△四七一	△四七一	△四七一	△三一六	△三一六
鈴鹿	鈴鹿	△一〇〇	△一〇〇	△一〇〇	△一〇〇	△一〇〇	△一〇〇	△一〇〇	△一〇〇
多気	多気	△三八四	△四九九	△四九九	△四九九	△四九九	△四九九	△三八四	△三八四
坂	坂	△一六	△一六	△一六	△一六	△一六	△一六	△一六	△一六
飯南	飯南	△一三四九	△一三四九	△一三四九	△一三四九	△一三四九	△一三四九	△一三四九	△一三四九
松	松	△一〇九	△一〇九	△一〇九	△一〇九	△一〇九	△一〇九	△一〇九	△一〇九

宇治山田		宇治山田	△九五	△一〇一	△一〇一	△一〇一	△一〇一	△一〇一	△一〇一
守治山田	守治山田	△一〇〇							
度母	度母	△一〇〇							
志摩	志摩	△一六一							
阿山	阿山	△一七九							
上野	上野	△一〇〇							
名賀	名賀	△一八八							
北牟婁	北牟婁	△一七四							
尾鷲	尾鷲	△一八七							
南牟婁	南牟婁	△一八七							

今

上

城ノ一

岐阜県

稅務署名	都市名	畠十町歩當村部			畠十町歩當農家			田畠合計十町歩			総面積二对スル			耕地面積ノ割合			村部宅地十坪當			貸貸価格				
		人 口	戸 数	基 數	小作 料	基 數	小作 料	基 數	小作 料	基 數	小作 料	基 數	小作 料	基 數	小作 料	基 數	小作 料	基 數	小作 料	基 數	小作 料	基 數	小作 料	
岐 阜 郡	岐 阜 郡	算出率 基數百人 小作米八合	全上 基數十升二付 小作米一升二合	全上 基數十升三付 小作米二升九合	全上 基數十升四付 小作米三升八合	全上 基數十升五付 小作米四升一合	全上 基數一斗三升 小作米七升四合	全上 基數一斗四升 小作米八升一合	全上 基數一斗五升 小作米九升二合	全上 基數一斗六升 小作米十升三合	全上 基數一斗七升 小作米十一升四合	全上 基數一斗八升 小作米十二升五合	全上 基數一斗九升 小作米十三升六合	全上 基數二斗 小作米十四升七合	全上 基數二斗 小作米十五升八合	全上 基數二斗 小作米十六升九合	全上 基數二斗 小作米十七升十合	全上 基數二斗 小作米十八升十一合	全上 基數二斗 小作米十九升十二合	全上 基數二斗 小作米二十升十三合	全上 基數二斗 小作米二十一升十四合	全上 基數二斗 小作米二十二升十五合	全上 基數二斗 小作米二十三升十六合	全上 基數二斗 小作米二十四升十七合
岐 阜 郡	羽 島	三五八〇	一九	三九二二	四七	一六二六	四七	一九	三九二二	四七	一六二六	四七	一九	三九二二	四七	一九	三九二二	四七	一六二六	四七	一九	三九二二	四七	一九
岐 阜 郡	本 川	三五七七	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六
岐 阜 郡	山 県	三五七七	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六
岐 阜 郡	海 津	三五七七	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六
岐 阜 郡	養 老	三五七七	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六
岐 阜 郡	不 破	三五六六	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六
岐 阜 郡	安 八	三五七〇	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六
岐 阜 郡	斐 摂	三五七一	一九	三六八二	四七	一七三三	四七	一九	三六八二	四七	一七三三	四七	一九	三六八二	四七	一九	三六八二	四七	一七三三	四七	一九	三六八二	四七	一九
岐 阜 郡	斐 摂	三五七一	一九	三六八二	四七	一七三三	四七	一九	三六八二	四七	一七三三	四七	一九	三六八二	四七	一九	三六八二	四七	一七三三	四七	一九	三六八二	四七	一九
岐 阜 郡	大 坪	三五七七	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六
岐 阜 郡	多 治 見	三五七七	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六
岐 阜 郡	惠 那	三五七七	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六
岐 阜 郡	惠 那	三五七七	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六
岐 阜 郡	關 武 儀	三五七七	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六
岐 阜 郡	加 茂	三五七七	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六
岐 阜 郡	郡 上	三五七七	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六
岐 阜 郡	郡 上	三五七七	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六
岐 阜 郡	惠 那	三五七七	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六
岐 阜 郡	益 田	三五七七	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六
岐 阜 郡	大 野	三五七七	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六
岐 阜 郡	吉 城	三五七七	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六	三五二二	三五	三五三九	三五	一六	三五二二	三五	一六

## 全

上

其ノ二 岐阜県

税務署名	都市名	烟一反歩当収穫		烟一反歩完買価格		耕地反別ニ對スル小地 主所有反別ノ総合	耕地反別ニ對スル小地 以上算出小作物料入計
		基數	小作物基數	基數	小作物基數		
岐 阜	岐 阜	三〇五	△五〇六	三〇五	△五〇六	△六〇八	△一〇九六
稻 葵	三〇五	△五〇六	三〇五	△五〇六	△六〇八	△一〇九六	△一〇九六
羽 島	三〇五	△五〇六	三〇五	△五〇六	△六〇八	△一〇九六	△一〇九六
本 川	三〇五	△五〇六	三〇五	△五〇六	△六〇八	△一〇九六	△一〇九六
山 縣	三〇五	△五〇六	三〇五	△五〇六	△六〇八	△一〇九六	△一〇九六
海 津	三〇五	△五〇六	三〇五	△五〇六	△六〇八	△一〇九六	△一〇九六
大 垣	老 義	三〇五	△五〇六	三〇五	△五〇六	△六〇八	△一〇九六
不 破	三〇五	△五〇六	三〇五	△五〇六	△六〇八	△一〇九六	△一〇九六
安 八	三〇六	△五〇七	三〇六	△五〇七	△六〇九	△一〇九七	△一〇九七
揖 肥	三〇六	△五〇七	三〇六	△五〇七	△六〇九	△一〇九七	△一〇九七
揖 肥	三〇六	△五〇七	三〇六	△五〇七	△六〇九	△一〇九七	△一〇九七
多 治	見	三〇六	△五〇七	三〇六	△五〇七	△六〇九	△一〇九七
恵 那	那 惠	三〇六	△五〇七	三〇六	△五〇七	△六〇九	△一〇九七
高 山	益 田	三〇六	△五〇七	三〇六	△五〇七	△六〇九	△一〇九七
吉 城	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四

閔	武 儀	三一八	三一九	三一九	三一九	三一九	三一九
加 茂	三一九	△五〇七	△五〇七	△五〇七	△五〇七	△五〇七	△五〇七
郡 上	郡 上	三一九	△五〇七	三一九	△五〇七	三一九	△五〇七
可 児	三一九	△五〇七	三一九	△五〇七	三一九	△五〇七	三一九
土 岐	三一九	△五〇七	三一九	△五〇七	三一九	△五〇七	三一九
惠 那	那 惠	三一九	△五〇七	三一九	△五〇七	三一九	△五〇七
高 山	益 田	三一九	△五〇七	三一九	△五〇七	三一九	△五〇七
吉 城	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四

## 合

## 上 其ノ一 長野県

税務署名 都市名	細十町歩當農家		田畠合計十町歩		耕地面積二対スル		村部宅地十坪當		自作反別二対スル	
	人口 基 數	戸微 小作 料基 數								
長野市	110.36	9	30.47	17.81	10.61	2.36	11.11	1.00	10.0	3.00
長野市	110.36	9	30.47	17.81	10.61	2.36	11.11	1.00	10.0	3.00
上水内	110.36	9	30.47	17.81	10.61	2.36	11.11	1.00	10.0	3.00
長野市	110.36	9	30.47	17.81	10.61	2.36	11.11	1.00	10.0	3.00
更級	110.36	9	30.47	17.81	10.61	2.36	11.11	1.00	10.0	3.00
南佐久	100.00	8	30.47	16.07	9.91	2.36	10.56	0.91	9.6	2.76
北佐久	100.00	9	30.47	16.07	9.91	2.36	10.56	0.91	9.6	2.76
岩村田	100.00	9	30.47	16.07	9.91	2.36	10.56	0.91	9.6	2.76
上田	110.36	10	30.47	17.81	10.61	2.36	11.11	1.00	10.0	3.00
埴科	110.36	10	30.47	17.81	10.61	2.36	11.11	1.00	10.0	3.00
上伊那	110.36	10	30.47	17.81	10.61	2.36	11.11	1.00	10.0	3.00
上飯田	110.36	10	30.47	17.81	10.61	2.36	11.11	1.00	10.0	3.00
上諏訪	110.36	10	30.47	17.81	10.61	2.36	11.11	1.00	10.0	3.00
伊那	110.36	10	30.47	17.81	10.61	2.36	11.11	1.00	10.0	3.00
下伊那	110.36	10	30.47	17.81	10.61	2.36	11.11	1.00	10.0	3.00
西筑摩	110.36	10	30.47	17.81	10.61	2.36	11.11	1.00	10.0	3.00
西筑摩	110.36	10	30.47	17.81	10.61	2.36	11.11	1.00	10.0	3.00

松本		松本	二九三六	10	二九〇四	七八一	五九	五九	五九	五九
東筑摩	二九三六	10	17.97	111	10.99	111	11.11	1.00	11.11	1.00
北安曇	二九三六	10	17.97	111	10.99	111	11.11	1.00	11.11	1.00
上高井	100.00	8	16.99	110	11.78	111	11.11	1.00	11.11	1.00
中野	100.00	10	16.99	110	11.78	111	11.11	1.00	11.11	1.00
下水内	110.36	9	16.99	111	11.78	111	11.11	1.00	11.11	1.00

## 合

## 上

## 其ノ二

## 長野県

税務署名	都市名	烟一反歩当収穫		烟一反歩完實価格		耕地反別ニ對スル小地	主所有反別ノ割合	以上算出 小作料ノ 計
		基數	小作料基數	基數	小作料基數			
長野	長野	一七八六	△六〇	三八	△六〇	全上	主所有反別ノ割合	以上算出 小作料ノ 計
長野	上水内	九九八	△六〇	三八	△六〇	全上	主所有反別ノ割合	以上算出 小作料ノ 計
長野	更級	一六七	△六〇	三五	△六〇	全上	主所有反別ノ割合	以上算出 小作料ノ 計
南佐久	北佐久	八九八	△六〇	三九	△六〇	全上	主所有反別ノ割合	以上算出 小作料ノ 計
上田	小県	一五四	△六〇	三五	△六〇	全上	主所有反別ノ割合	以上算出 小作料ノ 計
塙科	塙科	〇六九	△六〇	一八	△六〇	全上	主所有反別ノ割合	以上算出 小作料ノ 計
上諏訪	諏訪	一五九	△六〇	一五	△六〇	全上	主所有反別ノ割合	以上算出 小作料ノ 計
伊那	上伊那	一五九	△六〇	一六	△六〇	全上	主所有反別ノ割合	以上算出 小作料ノ 計
飯田	下伊那	一五八	△六〇	一六	△六〇	全上	主所有反別ノ割合	以上算出 小作料ノ 計
西筑摩	西筑摩	一〇九	△六〇	一五	△六〇	全上	主所有反別ノ割合	以上算出 小作料ノ 計

松本	松本	一七八九	四〇	三六三	三六〇	一一	△六〇	一六六	三八六	四〇一	四〇一	四〇一
東筑摩	東筑摩	一六一	△六〇	三九	△六〇	一七	△六〇	一九	△六〇	一九	△六〇	一九
南安曇	南安曇	一六一	△六〇	三九	△六〇	一七	△六〇	一九	△六〇	一九	△六〇	一九
大町	北安曇	八六七	△六〇	三九	△六〇	一五	△六〇	一九	△六〇	一九	△六〇	一九
中野	上高井	一八四	△六〇	三九	△六〇	一八	△六〇	一九	△六〇	一九	△六〇	一九
下离井	下离井	一〇〇九	△六〇	三九	△六〇	一五	△六〇	一九	△六〇	一九	△六〇	一九
下水内		八六〇	△六〇	三九	△六〇	一四	△六〇	一九	△六〇	一九	△六〇	一九

税務署名	都市名	烟十町歩当村部		烟十町歩当農家		田畠合計十町歩		耕地面積ニ付スル		村鄰宅地ニ付スル		自作反別ニ付スル	
		人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数
新潟	新潟	人	基	人	基	人	基	人	基	人	基	人	基
北蒲原	中蒲原	九一五八	三九	一五	七〇	九	五四四	全上	小作米一升二合	全上	小作米一升二合	全上	小作米一升二合
新発田	西蒲原	三九一六八	三九	一〇	六〇	一七	六二八	一九	〇七	四三	一六	〇九	一四
三条	南蒲原	三六一三	八	一〇	六〇	一四	六二八	一八	六六六	八一	二八	一八	一四
津川	東蒲原	三四六三六	三	一八五	三九	一九	六六八	一九	三五九	五六	三五五	一九	一四
長岡	長岡	三四〇八一八	一六	一〇五	三九	一四	一四	三五〇	四六	一九	三五六	二二	一九
長岡	古志	三〇九一八	一六	三六零	三九	一四	八二四	三五	四六七	一九	大八	三五	一四
島	島	三〇三〇一七	一七	三六零	三九	一四	八八五	三六	四六七	一九	一〇一	一六	一三
小千谷	北魚沼	二八三一七	一五	三六八五	三九	一〇八七	三九	七八	一一	一四九	一四九	一三	一三
六日町	南魚沼	二四一三八	一	三六九	一六	八九一	二六	九三	一四	一四七	一四七	一三	一三

十日町	中魚沼	二二〇一九六	一〇	一八一七	三三	三三	三〇	二〇四	一五	六七四	一八	一八	一八
柏崎	刈羽	二〇九五四	一五	二〇〇九	二九	一一〇四	二〇	一〇一	一五	一八一八	一八一八	一三五	一三五
安塚	東頸城	二六一七一	二	二九	二九	八〇一	三三	三三	一九六	一五	六二三	一五	一五
高田	高田	二三七四三	一八	三〇一三	三九	一五三八	三九	三九	一九〇	一九	三九	一〇	一〇
糸魚川	西頸城	二六一五八	一〇	二二一三	一九	一〇〇九	一九	一〇一	一九	一七	四九三	一〇	一〇
村上	岩船	二六一四四	一五	二二一三	一九	一〇〇九	一九	一〇一	一九	一七	四〇五	一三五	一三五
相川	佐渡	二三八一六	一九	二二一三	一六	一一三一	一九	一〇一	一九	一四	八五六	一三五	一三五

## 全

## 其ノ二 新潟県

税務署名	都市名	烟一反歩当収穫			烟一反歩完貿価格			株地及別三対スル小地 主所有反別ノ割合
		基數	小作物	基數	小作物	基數	小作物	
新潟	新潟	一、六〇六	一一五	一、六	八、五五	一、四	四、六	一、〇
新発田	中蒲原	火八	一、九	一、二	三、九	一、〇	三、六	一、〇
新発田	北蒲原	一、九	一、九	一、八	一、八	一、九	一、九	一、〇
巻	西蒲原	一、九	一、九	一、〇	一、〇	一、一	一、一	一、一
三条	東蒲原	一、九	一、九	一、三	三、六	一、一	一、一	一、一
津川	長岡	一、九	一、九	一、九	一、九	一、一	一、一	一、一
長岡	古志	一、九	一、九	一、六	六、〇	一、一	一、一	一、一
三島	島	一、九	一、九	一、七	七、〇	一、一	一、一	一、一
小千谷	北魚沼	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、一
六日町	南魚沼	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、九	一、一

十日町	中魚沼	一、九						
柏崎	刈羽	一、九						
安塚	東頭城	一、九						
高田	高田	一、九						
糸魚川	西頭城	一、九						
村上	岩船	一、九						
相川	佐渡	一、九						

(平15 関信 129)

## 3 大正15年 路線価の説明書

〔路線価説明書〕  
「路線価説明書」  
復興局

区画整理に土地の評価が必要であることは申述もあつませぬが、其必要ある場合を分類して見よ。すなはて、左の如

に帰着します。

- (一) 補償金を算定する場合

- (二) 換地設計上整理前後土地の価格を決定する場合

- (三) 精算金を算定する場合

特別都市計画法第八条は「土地区画整理施行地区内に於ける施行後の宅地の総面積が施行前の宅地の総面積より一割以上を減少するに至りたるときは、其一割を超える部分に対し勅令の定むる處に依り補償金を交付する」とを要す」と規定し、同施行令第三十条は「特別都市計画法第八条第一項の補償金の総額は、整理施行前に於ける其の地区内の宅地の平均価格に同項の規定に依る一割を超える部分の面積を乗じた額とする」と規定して居ります。即ち道路其の他に要したる潰地が一地区内の宅地総面積の一割以上を超過するときは、其の超過部分の面積に宅地の平均単価を乗じたる金額を地区内の土地所有者其の他に補償することになります。從て補償金額を決定するためには地区内の整理前の宅地の平均単価を決定するの必要を生じます。只此の補償金額は補償審査会が審議するところになつて居りまして(特別都市計画法第六条)、土地区画整理委員会は其の配当割合に付説問せらるゝことになります。

- (一) 換地設計上整理前後の土地の価格を決定する場合

換地設計には予め区画整理前に各人が有して居た土地の価格(借地権あらは其の借地権の価格)を定め之と同時に整理後に於ける土地、即ち換地として交付せらるゝ土地の価格を定め、此の両者の価格を日安として行ふのであります。然しながら此等の評価は甲、乙地間の權衡を得るを主眼とするのでありますから、必ずしも金額を以て評価する必要があります。

価するの必要はありません故に指數を以て評価するのであります。

### (二) 精算金を算定する場合

土地区画整理の換地設計は面積等位等を標準として行ふのですが、地形の都合上又は建物其他の關係上必ずしも之のみに依ることが出来ない場合がありますから、之を調節する為に精算金の徵収交付と云ふ制度があります。即ち本来配当せらるべき換地の面積以上又は以下の土地を配当せられたる人は、其の超過部分又は不足部分は金錢を以て清算する」とになります。即ち本来受けべき面積以上の土地を受くる人々は其の超過部分の面積に其の土地の単価を乗じたる金額を徵収せられ、本来受けべき面積以下の土地を配当せられたる人々は其の不足部分に対する金額の交付を受くるのであります。此の精算金の徵収交付は換地処分の一部を為すものでありますから、特別都市計画法第五条に依り土地区画整理委員会の意見を聞き決定するのであります。

## 第二 土地評価の方法

土地評価の必要は大要以上のごくありますが、土地評価の方法として採用しました大体の方針は、從前我国に行はれて居りました評価の方法とは稍異なつた方法を採用する」とになりました。從前我国に行はれた評価方法は單純なる達観的評価又は之に類する方法でありまして、殆んど一定の法則を定めに基き評価する様な方法を採つて居りませぬ。然るに今回の如く広き範囲に涉り短期間に内に多数の土地を評価するの必要ある場合に、達観評価の如き方法を採用しては到底公平なる評価を期待することは出来ないのであります。此の理由に基き今回の土地評価は出来得る限り組織的の方法に依り評価し、評価の統一と公平とを維持し、特殊の情況に依り斟酌すべき場合に限り達観増減を認める主義を採用することになりましたのであります。然らば今回採用した評価方法は如何なる方法かと申しますれば、大体に於て歐米に行はるゝ評価方法に則りましたものであります。最も多くの参考資料に供しましたのは米

園クリーカランド市に於ける評価方法であります。左に今回の評価方法の大体を説明致します。

#### (一) 路線価の設定

或る路線より直角に測りたる奥行五間間口一間の土地の平均坪当価格を其の路線の路線価と称し、之を土地評価の基準とし、之に依りて各路線に沿る宅地の等位を定むるのであります。此の路線価は等級を以て表示し、五十級に区分します（別表路線価指数等級表参照）。又路線価は金銭を以て表示せず指數を以て定め、地区内の区画整理前の最高級の路線価指数を「〇〇〇個とする」となつて居ります。何故に奥行五間平均を探りましたかと申しますと、東京市に於ける土地の相場は大体に於て表通りより奥行五間平均を以て称へらるゝを普通とするが為めであります。尤も場所に依つては五間以上の平均を以て称へらるゝ場所も在りますが、場所に依り奥行の深さを異にするいとは甲、乙路線価の比較上困難であり、又実際評価上も混雜を来たす虞がありますから一率に奥行五間と定めました次第であります。

#### (二) 奥行価格百分率の適用

路線価を決定し之を評価上如何に利用するかと申しますれば、之に或る一定の率を適用して各等地の評価を為すのであります。市街地に於ける土地の価格は農耕地と異なり路線に近き部分の土地は高く、之より奥に行くに従つて其の価値を減するの傾向あることは申述もありませぬ。此の点を考慮して路線価に一定率を乗ずるときは自然に路線に近き部分は高く、奥に行くに従つて低き価格を以て評価せらるゝ仕組になつて居ります。此の率を奥行価格百分率と申します（別表奥行価格百分率表参照）。

此率を左の四種に区分します

#### 特別率 最高級の商業地に適用す

#### 甲率 上級の商業地に適用す

- 乙率 中等級の商業地に適用す
- 丙率 下級の商業地、住宅地、工業地又はそれに準ずべき土地に適用す

#### (三) 側方路線影響百分率

路線価の決定が評価に利用せらるゝ今一つの場合は角地の評価の場合であります。角地にあひまる土地は路線価に「」の奥行価格百分率を適用するのみにて充分であります、角地に在りては側方路線の影響を受け其の部分は普通の宅地より高く評価する必要を生じます。此の為めには側方路線の路線価に側方路線影響百分率（別表側方路線影響百分率表参照）を乗じたるものと加算する」となつて居ります。

此率は左の三種に区分します

#### 特別率 奥行価格百分率の特別率を適用すべき側方路線の路線価に適用す

- 甲率 奥行価格百分率の甲率を適用すべき側方路線の路線価に適用す
- 乙率 奥行価格百分率の乙率を適用すべき側方路線の路線価に適用す

#### (四) 路線価指数の換算

路線価は指數を以て表示する」とになつて居りまする關係上、各等地の価格も指數を以て表示せらるゝ事になります、然しながら補償金の交付、精算金の徵収交付の為めには之を金銭に換算するの必要を生じます。此の換算の基本となるべき評価は前に述べました如く補償金の算定上必要な評価は補償審査会に於て審議することになり、精算金の算定上の評価は土地区画整理委員会の意見を聞き定むることになりますが、等しく同一の土地に付ての評価でありますから、可成同一の歩調に出でることを希望せらるゝ關係上、精算金の算定上の評価は補償審査会の評

価を俟つて之を参考して評価の原案を作成し度き希望を有して居ります。

第一表 路線価指数等級表

等級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級
指數	一〇〇個	一二〇個	一三〇個	一四〇個	一五〇個	一六〇個	一七〇個	一八〇個	一九〇個	二〇〇個	二一〇個	二二〇個	二三〇個

第二表 奥行価格百分率表

特別率	間数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	率	144.0	284.1	345.6	427.9	500.0	585.0	623.4	676.2	724.9	769.5
	間数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

  

甲率	間数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	率	127.6	233.0	328.7	417.0	500.0	576.9	649.0	716.5	779.8	839.5
	間数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

  

乙率	間数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	率	110.6	215.7	315.3	410.0	500.0	585.7	667.6	745.8	820.5	892.1
	間数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

  

丙率	間数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	率	104.1	206.2	306.2	404.1	500.0	593.7	685.4	775.0	862.5	948.3
	間数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

  

乙率	間数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	率	960.7	1,027.1	1,091.3	1,153.7	1,214.4	1,273.6	1,331.7	1,398.8	1,465.0	1,530.6
	間数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

  

丙率	間数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	率	1,032.5	1,115.1	1,190.1	1,275.8	1,353.6	1,430.2	1,505.4	1,579.4	1,652.5	1,724.4
	間数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

第三表 側方路線影響百分率表

数	間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
特別率	144.0	240.1	311.2	366.7	407.5	440.0	462.9	478.1	487.4	491.0	
甲率	100.0	166.6	223.9	269.0	305.9	334.7	356.7	372.2	381.8	386.4	
乙率	50.0	88.8	116.5	134.4	142.8						

## 宅地

## イ 市街宅地

一四八 市勢ノ体様ヲ通觀シ各道路（公衆ノ用ニ供スル私道ヲ含ム）ニ面スル宅地ニ對シ交通ノ状況、道路ノ幅員、土地ノ変遷、營業ノ種類、風紀地区、其ノ他、周囲ノ事情ヲ參照シ、状況類似スル区域ヲ定ムルモノトス  
前号区域ハ可成道路溝渠等一見認識シ易キモノヲ目標トシテ之ヲ区画スルモノノトス（土地賃貸価格調査手続第四章ノ二）

一四九 賃貸実例其ノ他諸種ノ資料（宅地等級、宅地ノ売買価格、借地権価格、家賃、家屋税、賦課等級等）ニ基キ、各区域間ノ実況ヲ比較勘索シテ其ノ区域ノ街路価ヲ定ムルモノトス  
街路価ハ大体土地賃貸価格調査手続土地賃貸価格等級金額ニ準ルヲ便宜トスルモ、必スシモ之ニ拘泥スルコトナク街路相応ノ金額ヲ以テ表示スルモノトス

一五〇 前項ニ依リ街路価ヲ定ムヘキ街路ハ幅員九尺以上トス、但シ幅員九尺未満ノ道路ト雖モ実地ノ状況ニ依リ街路価ヲ付スルニアラサレハ、各筆ニ適実ナル編級ヲ為シ難キ区域ニアリテハ此ノ限ニ在ラス

一五一 街路価ハ路線ヨリ東京市、横浜市及東京市接続町ニアリテハ奥行五間、其ノ他ノ市制施行地及人口一万以上ヲ有スル町村ニアリテハ、其ノ市町村ニ於ケル普通ノ奥行間数（大体十間ヲ以テ標準トス）ノ地域ヲ賃貸ニ付スル場合ノ一坪当ノ価格トスルモノトス

一五二 街路価並ニ其ノ区域ヲ定ムル場合ニ於テ東京市及横浜市ノ土地区画整理地区内ノ土地ニ付テハ、復興局ノ路線価指数ヲ参照スルモノトス

一五三 街路ノ区域及価格ヲ定メタルトキハ之ヲ丙図ニ記載シ、当該市街地並ニ他ノ市街地ノ街路価ト対照審議シ、是正ノ要否ヲ確メタル後各筆価格ノ計算ニ着手スルモノトス

一五四 各筆ノ一坪当価格ハ街路価並ニ本規程第一五一項所定ノ標準奥行間数ヲ標準ト為シ、以下各項ニ依リ之ヲ定期トルモノトス

一五五 標準奥行間数以内ノ奥行ヲ有スル宅地ニ在リテハ當該街路価ヲ以テ其ノ筆ノ価格トスルモノトス

一五六 標準奥行間数ヨリ長キ奥行ヲ有スル土地ニ在リテハ街路ヨリ標準奥行間数迄ハ當該街路価ニ依リ、標準奥行間数ヲ超ユル部分ハ當該街路価ニ對シ左記遞減率ヲ適用シ、各算出シタル金額ヲ合算平均シ、其ノ筆ノ価格トスルモノトス、但シ標準奥行間数ヲ超ユル間数カ標準奥行間数ノ十分ノ一以内ナルトキハ當該街路価ヲ以テ當該筆ノ価格トルモノトス

イ 東京、横浜市並ニ東京市接続町

種別	適用区域	超ユル区域	奥行五間ヲ	超ユル区域	奥行十間ヲ	超ユル区域	奥行十五間ヲ
甲 率	上位商業地城 (街路価三〇円以上ノモノ)		、七〇		、五五		、四五
乙 率	中位商業地城 (街路価一五円以上ノモノ)		、八〇		、六五		、六〇
丙 率	下位商業地城街路価一五円未満ノモノ及其他ノ地域		、九〇		、八〇		、七五

口 前号以外ノ市制施行地及別三指定スル町

種別	適用区域	標準奥行ヲ
乙率	最高商業地域	、七五
丙率	其他ノ地域	、八五
丙率	(街路価三円未満ノモ)	、八五

ハ 人口一万以上ノ町村（指定町ヲ除ク）

種別	適用区域	標準奥行ヲ
丙率	全 部	超ユル区域
丙率	、八五	、八五

前号ノ場合當該土地力側方街路三面スルトキ、正面街路ヨリ標準奥行間数ヲ超ユル地域三対シテハ正面街路ヨリ計算シタルモノト、側方街路ヨリ計算シタルモノト対照シ、其ノ高キ金額三依リ全筆ノ平均価格ヲ計算スルモノトス。東京市接続町ノ商業地域以外ノ集団宅地ノ地域ニ対シテハ、前第一号ノ規程ニ拘ラズ本規程第一七一項郡部ニ於ケル集団宅地ノ取扱ニ準シ編級スルコトヲ得ルモノトス、但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ地域並ニ事由ヲ詳具シ稟申ヲ要

スルコト

「五七 標準奥行間数以内ニ二筆以上存スル場合ニ於テ裏地ニ対シテハ左ノ区分ニ依リ其ノ価格ヲ定ムルモノトス

イ 甲率ヲ適用スヘキ地域ノ裏地

街路価ノ八割以上相当額

ロ 乙率及丙率ヲ適用スヘキ地域ノ裏地

街路価ノ九割以上相当額

「五八 前項以外ノ裏地、袋地ハ當該街路価ニ対シ左記遞減率ヲ適用シ算出シタル金額ヲ平均シ其ノ筆ノ価格トスルモノトス、但シ當該土地力標準奥行間数以内ニアル部分ニ対シテハ甲率適用ノ区域ハ街路価ノ八割相当額、乙率、丙率適用区域ハ全上九割相当額ヲ以テ計算スルモノトス

イ 東京、横浜市並ニ東京市接続町

区 别	街路ヨリ五间	街路ヨリ十间	街路ヨリ十五间
甲率適用区域	、六五	、五〇	、四〇
乙率適用区域	、七五	、六〇	、五〇
丙率適用区域	、八五	、七五	、六五

口 前号以外ノ市制施行地及別三指定セル町

八 人口一万以上ノ町村（指定町ヲ除ク）

区別	街路ヨリ標準奥行ヲ超ユル区域
丙率	六〇
丙率	七〇

一五九 前項ノ裏地又ハ袋地カ両街路ノ中間ニ介在スル場合ハ実地ノ状況ニ依リ何レノ街路価ノ適用ヲ受クヘキモノナリヤヲ定メ、若シ不明ナル場合ニ於テハ両街路ヨリ各別ニ計算シ其ノ高キ一方ノ金額ヲ以テ其ノ筆ノ価格トスルモノトス

一六〇 両街路ニ挟マリタル土地ハ左記区分ニ依リ其ノ筆ノ価格ヲ計算スルモノトス、但シ実地ノ状況ニ依リテハ左記ニ依リ算出シタル金額ニ対シ一割以内ヲ引上ケルコトヲ得

イ 両街路間ノ距離カ標準奥行間数以内ナルトキハ高キ街路価ニ依ル

ロ 両街路間ノ距離カ標準奥行間数ニ二倍ニ達セサルトキハ価格高キ街路ヨリ標準奥行間数マテハ其ノ街路価ニヨリ、残部分ハ低キ街路価ニ依ル、但シ其ノ算出シタル金額カ高キ街路価ノミニヨリ計算シタル金額ヨリ少ナキトキハ高キ街路価ノミニ依ル

ハ 両街路間ノ距離カ標準奥行間数ニ二倍ヲ超ユルトキハ両街路ヨリ標準奥行間数マテハ各街路価ニ依リ、残部分ハ高キ街路価ニ依ル、但シ此ノ場合ロノ但書ヲ適用スルモノトス

一六一 私道ニ街路価ヲ付シタル場合ニ於テ私道敷カ一筆ノ一部分ナルトキハ道路ノ坪数並ニ其ノ位置ヲ適宜見積リ、道路敷三対シテハ街路価ノ一割ニ相当スル金額ニ依リ算出シ、之ヲ道路敷以外ノ部分ニ対スル算出金額ニ加算平均シ其ノ筆ノ価格トスルモノトス  
若シ道路敷カ独立セル地番ヲ有スルトキハ街路価ノ一割ニ相当スル金額ヲ以テ其ノ筆ノ価格トスルモノトス  
一六二 不正形地ノ価格ハ其ノ実地ノ状況ニ応シ、同一街路価ヲ有スル矩形地価格ノ五割以上ノ金額ヲ以テ其ノ筆ノ価格トスルコトヲ得ルモノトス

一六三 道路ト高低アル土地、地盤ニ高低アル土地、水路ヲ隔テ道路ニ面スル土地又ハ傾斜地等ニシテ其ノ利用価値普通宅地ニ比シ著シク低下セルモノト認メラル、モノハ、街路価ニ依リ相当算出シタル金額ニ対シニ一割以内ヲ斟酌シタル金額ヲ以テ其ノ筆ノ価格トスルモノトス

一六四 河川運河等ニ接スル宅地ニシテ其ノ利用価値普通宅地ニ比シ著シク大ナリト認メラル、モノハ実地ノ状況ニ応シ、街路価ニヨリ相当算出シタル金額ニ対シニ一割以内ヲ斟酌シタル金額ヲ以テ其ノ筆ノ価格トスルモノトス

一六五 橋側其ノ他広場ニ面スル宅地ノ価格ハ前各項ニ依リ計算シタル金額ニ対シ、実地ノ状況ニ応シ相当引下ケ計算スルコトヲ得ルモノトス

一六六 間口ノ著シク狹キ土地ニ対シテハ其ノ実況ニ従ヒ、街路価ニ依リ算出シタル金額ニ対シ二割以内ノ斟酌ヲ加ヘ計算スルコトヲ得ルモノトス

一六七 角地ニ対シテハ前各項ニ依リ計算シタル価格ニ対シ左記方法ニ依リ計算シタル金額ヲ加算スルモノトス  
イ 甲率ヲ適用スヘキ地域（街角ヨリ間口及奥行各十間ヲ以テ角地トシテノ利用価値アル範囲トス）

（一） 角地トシテ利用セラルゝ面積ヲ適宜計算シ、之ヲ側方街路価ノ四割相当額ニ乗シタル金額ヲ当該筆ノ総面積ニテ除シタル金額

（二） 角地以外ノ土地ト雖モ角地ノ間口又ハ奥行十間未満ニシテ角地トシテ利用価値アルヘキ範囲カ角地以外ノ筆ニ及フ場合、其ノ筆ニ対シテハ角地トシテ利用セラルヘキ面積ヲ側方街路価ノ一割相当額ニ乗シタル金額ヲ当該筆ノ総面積ニテ除シタル金額

ロ 乙率ヲ適用スヘキ地域（街角ヨリ間口及奥行各七間ヲ以テ角地トシテ利用価値アル範囲トス）  
計算方法ハイ号ニ拠ルモノトス、但シ側方街路価ノ四割トアルハ一割、同二割トアルハ一割トス

ハ 丙率ヲ適用スヘキ地域  
角地トシテ利用価値特ニ著シキモノニ対シテハロノ計算ニ依ルコト

ニ イ及ロノ地域内ト雖モ事実角地トシテ利用価値ナント認ヌラル、土地ニ対シテハイ及ロノ計算ヲ要セザルコト  
一六八 前第一五四項乃至第一六七項ニ依リ計算シタル各筆ノ価格ヘ之ヲ丙圖ニ記載シ対照審議シ、其ノ価格ヲ不相

当トスル特殊ノ情況ニアル筆アルトキハ更ニ相当引上ケ又ハ斟酌ヲ為シタル上、各筆ノ等級ヲ評定スルモノ  
トス

#### 一六九 本規程第一五六項ロニ依ル指定町左ノ通りトス

埼玉県	大里郡	熊谷町
神奈川県	足柄下郡	小田原町
千葉県	海上郡	銚子町
栃木県	下都賀郡	栃木町
茨城県	新治郡	土浦町

一七〇 市制施行地並ニ人口一万以上ヲ有スル町村内（東京市接続町ヲ含ム）ト雖モ、其ノ場末若シクハ点在宅地等ニシテ現況田畠其ノ他ノ地目ノ介在セル地域ニ対シテハ、本規程第一七一項郡部ニ於ケル集合住宅ノ取扱ニ準シ編級スルコトヲ得ルモノトス

ロ 郡部ニ於ケル集合住宅

一七一 人口一万以下ノ町村集合住宅ニ対シテハ賃貸裏例、充賃價格、家賃等諸種ノ資料ニ基キ左記各号ニ依リ状況類似スル区域ヲ定ムルモノトス  
イ 区域ハ成ルヘク道路、溝渠等一見認識シ易キモノヲ目標トシテ之ヲ画面スルコト（土地賃貸価格調査手続第四章三ノイ）

ロ 奧行ノ長短著シク異ラサルモノハ主トシテ表通りノ情况ニ依リ適當ニ区域ヲ定ムルコト（土地賃貸価格調査手續第四章三ノロ）

ハ 奥行ノ長短著シクハ土地ノ情况著シク異ナルモノハ各筆別区域ト為スモ妨ケサルコト（土地賃貸価格調査手續第四章三ノハ）

前号区域ノ賃貸価格ハ市街宅地丙率ヲ適用スヘキ区域ニ対スル規定ヲ大体ノ目安トシテ評定スルモノトス

## 八 村落部宅地

一七二 明治四十三年宅地々価修正以降經濟ノ状況、交通機関其ノ他特別ノ変遷ナキ村落ニ於ケル点在宅地ニシテ、  
賃貸実例乏シク之ニ拠リ編級スルコト困難ナル場合ハ、其ノ付近ニ於ケル集團宅地ノ賃貸実例及ヒ其ノ現在地価  
三対スル割合等ヲ斟酌シ、大体現在地価ノ基礎タル賃貸価格ノ五倍程度ヲ目標トシ等級ヲ評定スルモノトス（賃  
貸価格調査第六八号主税局長通牒二参照）

一七三 一大字ヲ數区域ニ分チ編級スルノ必要アル場合ニ於テハ大体ノ主要道路沿、河中間部、山間部、三区分  
シ、各区域間ノ等級間差ハ四十三年ノ宅地々価修正ノ際ニ於ケル等級間差ヲ参照シ評定スルモノトス

## 二 雜

一七四 賃貸実例ニシテ其ノ契約ノ期間古キカ為メ、当該宅地ノ地位品格並ニ其ノ夷状ニ照シ他ノ区域ニ比シ低廉ナ  
リト認メラル、トキハ、最近契約ニ係ル賃貸実例又ハ売買価格等ニ依リ適當ニ其ノ賃貸価格ヲ評定スルモノトス

一七五 富豪又ハ寺院ノ所有地ノ賃貸実例ニシテ状況類似ゼル他ノ区域ニ比シ特ニ低廉ナリト認メラル、場合ハ、前  
項ニ依リ其ノ地位品格ニ応シ適當ニ評定スルモノトス

一七六 神宇、堂宇敷地ノ編級ヲ為スニ當リ神宇、堂宇ナルノ理由ヲ以テ特ニ斟酌シ急ササルモノトス（賃貸調査第  
一二二号、主税局長通牒第一三号）